

西 予 市

障がい者計画(第3期)

障がい福祉計画(第6期)

障がい児福祉計画(第2期)



令和3年3月

西 予 市

「障害」・「障がい」の表記について

この計画では、「障害」という語句が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記します。

ただし、例外として次の場合は、従来の「障害」の表記を用います。

- ・法令等の名称や用語を用いる場合
- ・機関・団体等の固有名詞を表す場合
- ・医学用語・学術用語等の専門用語として用いる場合
- ・国が出している指針等、他の文章を引用する場合

目 次

総 論	1
第1章 計画策定の目的	2
1. 計画策定の目的	2
(1)目的	2
(2)位置づけ	3
(3)計画期間	4
(4)調査の実施	4
2. 計画策定の背景	5
(1)国の動向	5
(2)県の取り組み	6
第2章 本市の障がいのある人をめぐる現状	7
1. 人口構造の推移	7
2. 障がいのある人の動向	8
(1)身体障害者手帳	8
(2)療育手帳	9
(3)精神障害者保健福祉手帳	10
3. 障がいのある人の暮らしとニーズ	11
(1)障がいのある人や家族の現在の悩み・将来の不安と相談支援	11
(2)介助者の状況	13
(3)社会参加	14
(4)就労の状況と就労支援ニーズ	15
(5)外出時の不便さや問題点	16
(6)災害対策	17
第3章 計画の基本的事項	19
1. 基本理念	19
2. 基本目標	20
3. 施策の体系	23

障がい者計画編27

基本目標1 地域社会における生活支援体制の充実 28

1. 地域生活の支援 28
 - (1)障がい福祉サービスの質の向上 28
 - (2)「地域生活支援事業」の推進 28
 - (3)発達障害者への総合的な生活支援策の検討 28
2. 相談体制の充実 29
 - (1)基幹相談支援センターの体制整備 29
 - (2)身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実 29
 - (3)精神障がい者の相談支援の充実 29
 - (4)民生委員・児童委員の相談活動の充実 29

基本目標2 健康づくりへの支援と療育・教育の充実 30

1. 保健・医療対策の充実 31
 - (1)障がいの早期発見・早期療育 31
 - (2)疾病の早期発見と早期治療 31
 - (3)家庭保問による保健指導の充実 31
 - (4)精神保健事業の推進 31
2. 保健・医療・リハビリテーションの充実 31
 - (1)健康の保持・増進への支援 31
 - (2)地域医療サービスの充実 31
 - (3)医療費の給付 31
3. 一貫した教育・療育支援の推進 32
 - (1)療育事業等の充実 32
 - (2)就学・教育相談体制の充実 32
 - (3)学校環境の整備・充実 32
 - (4)特別支援教育の推進 32
 - (5)学校教育における障がい者理解の推進 32
 - (6)「障がい」に関する教職員研修の充実 33
 - (7)障がいのある児童の放課後対策等の充実 33

基本目標3 自分らしく働くことへの支援の充実 34

1. 就労支援と就労の場の確保 34

(1)雇用拡大のための事業所等に対する啓発	34
(2)市役所等公的機関における雇用拡大の推進	34
(3)総合的な就労相談体制の確立	34
2. 経済的自立の支援	35
(1)扶養共済制度の広報・啓発	35
(2)就労施設等からの物品・サービス等調達機会の確保	35
3. 福祉的就労の底上げ	36
(1)工賃向上に向けた取組み	36
(2)地域活動支援センター等への支援	36

基本目標4 住み慣れた地域における社会参加の促進と 安全・安心な生活環境の整備

1. 生涯学習の充実	37
(1)生涯学習機会の充実	37
(2)生涯学習関連情報の提供	37
2. スポーツ・レクリエーション・文化活動機会の充実	38
(1)スポーツ・レクリエーションの振興	38
(2)文化・芸術活動の提供	38
3. 安全・安心な生活環境の整備	38
(1)公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	38
(2)安全・安心の道路交通環境や公園の整備	39
(3)障がいのある人の意向を踏まえた事業実施	39
4. 移動・交通手段の充実	39
(1)移動支援の充実	39
(2)移動手段の確保の推進	39
(3)各種助成事業の周知・利用促進	39
5. 防災・防犯対策の推進	40
(1)防災・防犯意識の啓発	40
(2)自主防災組織の育成	40
(3)災害時等の避難誘導體制の整備	40
(4)緊急通報体制等整備事業	41
(5)防犯活動の促進	41
(6)消費者トラブルの防止及び被害からの救済	41
6. 地域交流の充実	42

(1)交流・ふれあいの機会の充実.....	42
(2)ボランティアやNPOの育成	42
(3)ボランティア活動の参加促進	42
(4)地域で支える基盤づくり.....	42
基本目標5 障がいのある人の権利擁護の推進と理解促進	43
1. 人権・権利擁護の推進	43
(1)虐待防止など人権に関する啓発の推進	43
(2)虐待等への的確な対応のための体制整備	43
(3)地域福祉権利擁護事業の推進	43
(4)成年後見制度の利用促進	44
(5)差別解消と合理的配慮の推進	44
2. 人権教育・福祉教育の推進.....	44
(1)学校等における人権教育・福祉教育の推進	44
(2)生涯学習を通じた人権や障がい者差別問題の学習機会の充実	44
3. 理解・啓発活動の推進.....	45
(1)障がい者施策に関する効果的な情報提供.....	45
(2)障がい者関係団体による啓発活動の支援	45
4. 情報提供体制の充実	46
(1)「声の広報化」の推進	46
(2)利用しやすい行政情報の提供	46
(3)意思疎通支援の充実	46
推進体制の整備.....	47
1. 総合的な推進体制	47
2. 進行管理	47

障がい福祉計画・障がい児福祉計画編...49

第1章 計画の目標.....	50
1. 基本的な方針	50
2. 令和5年度までの目標値の設定	51
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	51
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	52

(3)地域生活支援拠点等の整備	52
(4)福祉施設から一般就労への移行	53
(5)障がい児支援の提供体制の整備等	54
(6)相談支援体制の充実・強化等	54
(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	54
第2章 障害福祉サービスの利用状況と見込量	56
1. 障害福祉サービスの内容	56
2. 障害福祉サービスの現状と必要な量の見込み及び確保のための方策	58
3. 障害児福祉サービスの内容	62
4. 障害児福祉サービスの現状と必要な量の見込み及び確保のための方策	63
第3章 地域生活支援事業	65
1. 目的	65
2. 基本的な考え方	65
3. 事業実施の考え方	65
4. 利用者負担	65
5. 事業内容	66
6. 各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み	67
7. 地域生活支援事業の必要な見込量の確保のための方策	69
(1)相談支援事業	69
(2)意思疎通支援事業	69
(3)日常生活用具給付等事業	69
(4)移動支援事業	69
(5)地域活動支援センター事業	69
(6)訪問入浴サービス	69
(7)日中一時支援事業	70
(8)奉仕員養成研修事業	70
第4章 制度の円滑運営の仕組み	71
1. 障害福祉サービス等の支給決定に関する基準	71
2. 公平・公正な認定審査	72
3. サービスの質の確保	72
第5章 総合的なサービス提供体制の確保	73

1. 障害福祉サービス等に関する情報提供の充実	73
2. 計画の推進体制.....	73
(1)西予市障害者自立支援協議会の開催.....	73
(2)実施状況の点検、評価.....	73
 資料編	 75
(1)策定経過	76
(2)西予市障害者自立支援協議会委員名簿	77
(3)西予市障害者自立支援協議会設置要綱	78



第1章 計画策定の目的

1. 計画策定の目的

(1)目的

西予市では、平成 27 年に、西予市障害者計画を、また、平成 30 年に西予市障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定し、障がい者施策を推進してまいりました。

障がい者施策の推進では、障がいの有無にかかわらず、市民誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指します。共生社会において、障がいのある人は、自己の判断のもと、地域のあらゆる活動に参加し、地域の一員としてその責任を担うことになります。そのためには、障がいのある人の活動を制限する要因を取り除き、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮できるよう支援することが求められます。人口減少や少子高齢化、核家族化が進む中、障がいのある人の能力が発揮できる社会の実現を図ることは、西予市の将来の活力を維持向上させる上でも重要です。

さらに、平成 30 年 7 月豪雨により、西予市でも甚大な被害が発生し、改めて地域のつながりの重要性が認識されました。市民一人一人が安心して暮らしていくために、障がいのある人もない人も、日頃から共に支え合い、助け合える社会づくりを構築していく必要があります。

障がいのある人に向けた支援体制の充実・障がい者・障がい児の福祉サービスの向上に努めるとともに、市民がお互いに個性を尊重し、人格を認め、支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目指し、「西予市第 3 期障がい者計画」及び「第 6 期障がい福祉計画」、「第 2 期障がい児福祉計画」を策定します。

(2)位置づけ

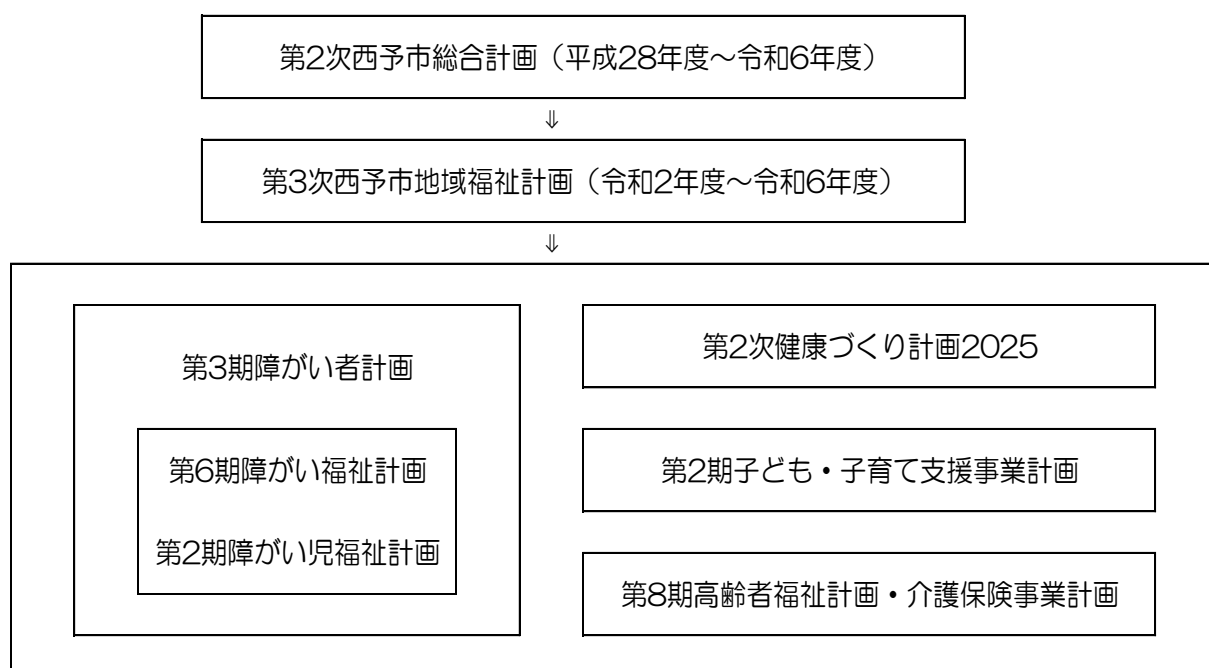
①根拠法令

障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の位置づけは、それぞれ次のとおりです。

障がい者計画	
根拠法	「障害者基本法」(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項
内 容	「市町村障がい者計画」であり、障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障がい者が地域で生きがいをもって 豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画
障がい福祉計画	
根拠法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)(以下、障害者総合支援法とする)第 88 条第 1 項
内 容	厚生労働省に定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保に関わる目標やサービス種類ごとの必要な見込量を定める計画
障がい児福祉計画	
根拠法	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 33 条の 20 第 1 項
内 容	厚生労働省に定める基本指針に即して、障がい児支援等の提供体制の確保に関わる目標やサービス種類ごとの必要な見込量を定める計画

②市の関連計画との関係

この計画の策定に当たっては、「西予市総合計画」及び「地域福祉計画」といった 上位計画及び本市の保健・福祉分野の計画等との連携を図っています。



(3)計画期間

障がい者計画	令和3年から令和8年
障がい福祉計画	令和3年から令和5年
障がい児福祉計画	令和3年から令和5年

平成						令和					
27 年度 2015	28 年度 2016	29 年度 2017	30 年度 2018	31 年度 2019	2 年度 2020	3 年度 2021	4 年度 2022	5 年度 2023	6 年度 2024	7 年度 2025	8 年度 2026
西予市障害者計画 (第2期)						西予市障がい者計画 (第3期)					
西予市 障害福祉計画 (第4期)		西予市 障害福祉計画 (第5期)		西予市 障がい福祉計画 (第6期)		西予市 障がい福祉計画 (第7期)					
		西予市障害児福祉 計画 (第1期)		西予市障がい児 福祉計画 (第2期)		西予市障がい児 福祉計画 (第3期)					

(4)調査の実施

計画対象者の意向を把握するため、令和2年8月にアンケート調査を実施しました。

図表1 アンケート調査の実施概要

調 査 対 象	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 (令和2年4月1日現在)
標 本 数	1,000(身体障がい者730、知的障がい者190、精神障がい者80)
抽 出 法	各手帳所持者数及び種別・等級、地域、性別、年齢等の割合により抽出
調 査 方 法	郵送による配布・回収
調 査 時 期	令和2年8月
回 収 率	回収率 52.6%

2. 計画策定の背景

(1) 国の動向

国における障害者施策に関する基本法として、昭和 45 年に心身障害者対策基本法（現在の障害者基本法：平成 5 年改正）の施行から 50 年が経過し、その後平成 18 年に施行された障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法：平成 25 年改正）など、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進に目的も改められるなど、法制度も改正されています。

年月	関連法令	主な内容
平成 18 年 4 月	障害者自立支援法施行（一部 10 月施行）	福祉サービス体系の再編
平成 18 年 12 月	高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行	総合的なバリアフリー化の推進等の規定
平成 19 年 9 月	障害者権利条約へ署名	
平成 21 年 4 月	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律施行	中小企業が共同で障がいのある人を雇用する仕組みの創設など
平成 23 年 8 月	障害者基本法の一部を改正する法律施行	目的規定や障がい者の定義の見直しなど
平成 24 年 10 月	障害者虐待防止法施行	障がいのある人への虐待の防止に係る国等の責務、障がい者虐待の早期発見の努力義務を規定
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法施行（一部 26 年 4 月施行）	障害者自立支援法の廃止に伴う障がい者の範囲の見直しや障害支援区分の創設 障がい者の範囲の明確化
平成 25 年 4 月	障害者優先調達法施行	障害者就労施設等の受注の機会の確保に必要な事項等を規定
平成 25 年 6 月	精神保健福祉法一部改正	精神障がい者の医療に関する指針の策定や保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手術等の見直しなど
平成 25 年 9 月	障害者基本計画策定	基本原則の見直し、計画期間を 5 年間に見直し、成果目標の設定など

年月	関連法令	主な内容
平成26年1月	障害者権利条約の締結	障がいのある人の尊厳と権利を保障するための人権条約
平成28年4月	障害者差別解消法施行	相互に人格と個性を尊重し合いながら障がいを理由とする差別の解消を推進する目的
平成28年5月	成年後見制度の利用の促進に関する法律施行	基本方針の策定、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、利用に関する体制整備など
平成28年8月	発達障害者支援法の一部を改正する法律施行	基本理念の新設、教育、就労、地域生活等の支援のための施策の強化 発達障害者支援地域協議会の設置
平成30年4月	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	自立生活援助の創設 就労定着支援の創設 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
令和元年6月	障害者雇用促進法の一部を改正する法律	障がい者の活躍の場の拡大に対する措置 障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

(2) 県の取り組み

県では、全ての県民が、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、共に支え合い、そして安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指すことを基本理念とし、第5次愛媛県障がい者計画を策定しています。

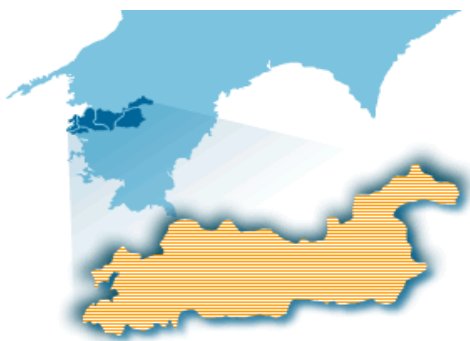
次の4つの基本指針を掲げ、「共生社会」の実現に向けた取組を進めます。

1. 障がい自身の決定と選択による地域生活の支援
2. 障がい者差別の解消と「心のバリアフリー」の推進
3. バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティ
4. 分野横断的な障がい者施策の推進

第2章 本市の障がいのある人をめぐる現状

1. 人口構造の推移

全国的に人口減少が進む中、本市も平成 28 年度に 40,157 人の4万人台を最後に人口減少に歯止めがかからない状況となっており、令和 2 年度の 36,931 人までの5年間で 3,226 人減少しています。その内訳は、18 歳未満人口が564人、18歳以上 65 歳未満人口が 2,287 人と大きく減少し、また65歳以上人口も375人減少するなど、高齢化率が 2.5% 増え、少子高齢化が進んでいます。



【表：人口の推移】

(人)

	28年度	29 年度	30年度	31 年度	2年度
西予市	40,157	39,479	38,506	37,717	36,931
18歳未満	5,183	5,089	4,902	4,758	4,619
18歳以上65歳未満	18,762	18,180	17,479	16,940	16,475
65 歳以上	16,212	16,210	16,125	16,019	15,837
世帯数	18,441	18,335	18,081	17,961	17,787
高齢化率(%)	40.4	41.1	41.9	42.5	42.9

各年度 3 月 31 日現在

2. 障がいのある人の動向

(1) 身体障害者手帳

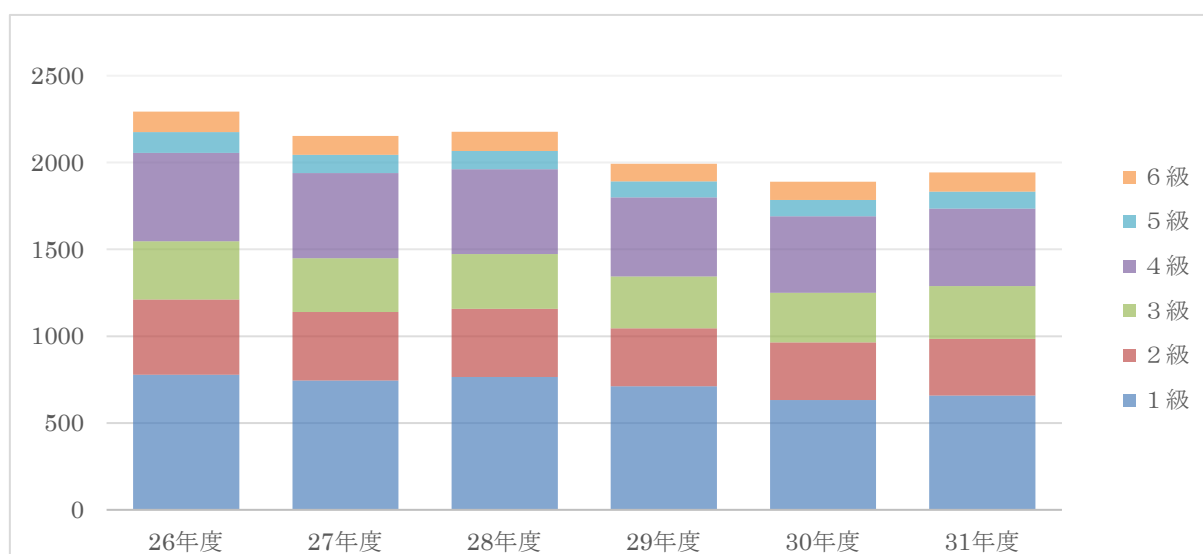
身体障害者手帳の交付数は年々減少傾向にあります。高齡化による自然減少と推測されます。その内訳は「1級」「2級」を合わせた“重度”がほぼ半数となっています。

また、障害種別では、概ねどの障がいも減少している中、内部障害の割合が横ばいしています。その要因として、生活習慣病（高血圧・糖尿病・動脈硬化・一部のがん）などの予防可能な疾病の重症化や合併症等（人工透析・心筋梗塞・慢性閉塞性呼吸器疾患など）が考えられます

■等級別推移

(単位:人)

区 分	26 年度	27 年度	28年度	29 年度	30 年度	31 年度
1級	777	745	765	711	632	658
2級	434	394	393	335	332	326
3級	335	310	314	297	286	304
4級	509	491	489	457	440	446
5級	120	105	105	91	95	99
6級	118	109	111	102	105	110
合 計	2293	2154	2177	1993	1890	1943



■部位別推移

(単位:人)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
視 覚 障 害	172	154	149	145	151	151
聴覚・平均障害	198	193	177	182	172	162
音声・言語障害	75	72	61	51	51	48
肢 体 不 自 由	1763	1668	1570	1477	1412	1340
内 部 障 害	669	685	690	698	688	676
合 計	2877	2772	2647	2553	2474	2377

※障がいが重複する場合があるため、実所持者数とは一致しません。

(2)療育手帳

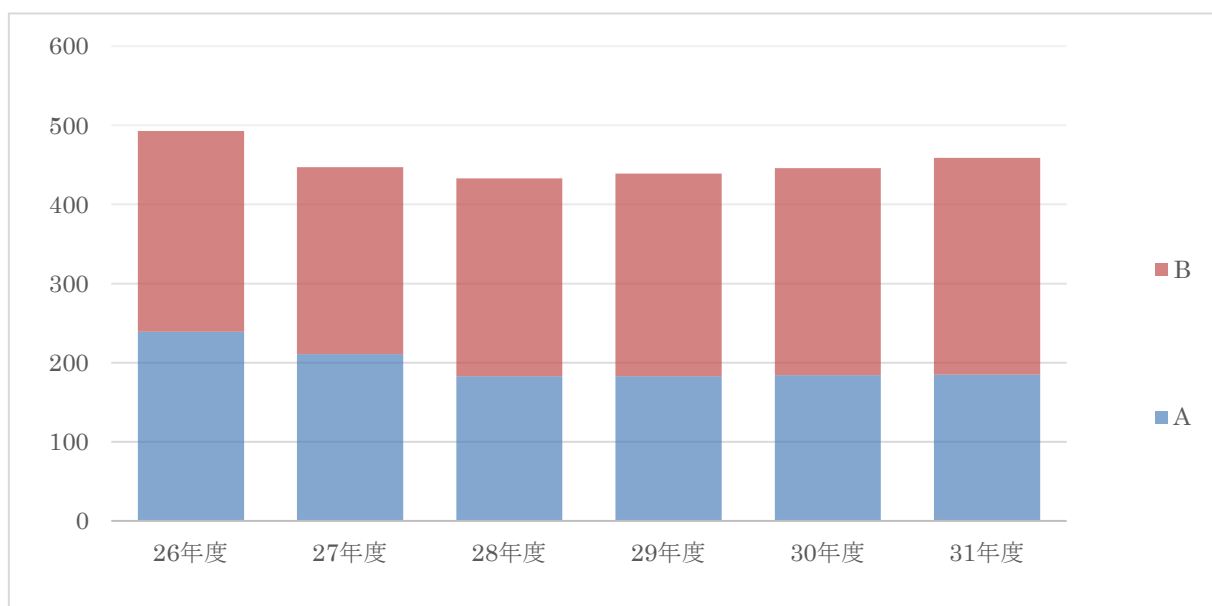
本市の療育手帳の所持状況をみると、一定水準で推移しています。

障害区分別にみると、B判定(軽度・中度)が上昇傾向にあり、平成 31 年度ではB判定が約 6 割となっています。

■程度別推

(単位:人)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
A	239	211	183	183	184	185
B	254	236	250	256	262	274
合 計	493	447	433	439	446	459



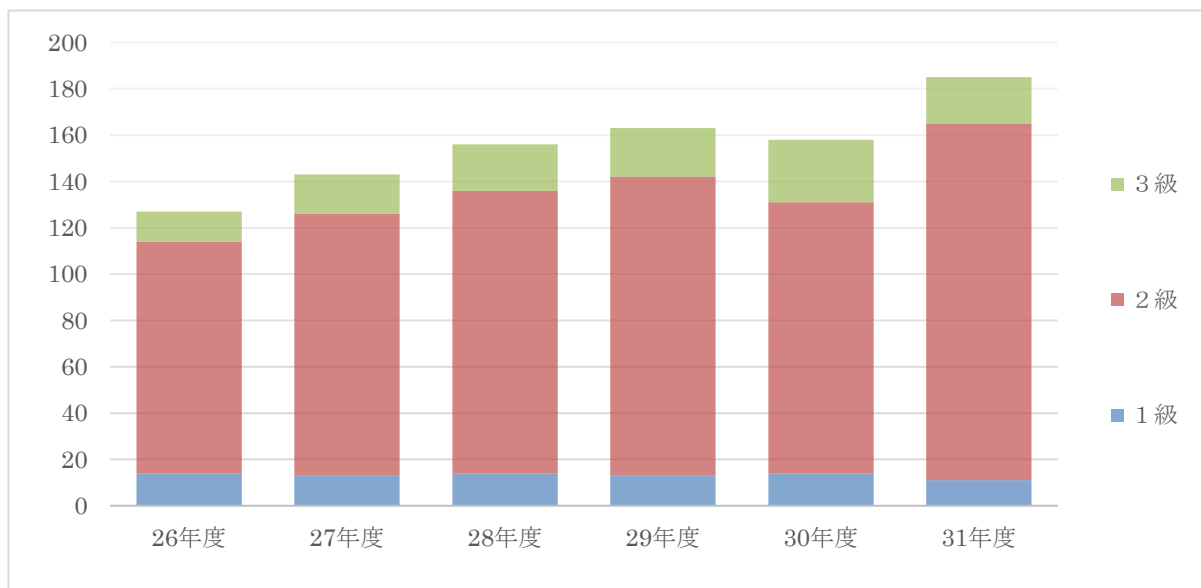
(3)精神障害者保健福祉手帳

本市における精神障害者保健福祉手帳の所持状況をみると、年間約10人前後の増加傾向にあります。手帳を所持することによって様々なサービスを利用する人が増えるなど、精神障がい者に対する理解と支援が浸透してきています。

■部位別推移

(単位:人)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
1 級	14	13	14	13	14	11
2 級	100	113	122	129	117	154
3 級	13	17	20	21	27	20
合 計	127	143	156	163	158	185



3. 障がいのある人の暮らしとニーズ

障がい者アンケート調査から、本市の障がいのある人の生活実態、施策ニーズを次のようにとらえました。

(1) 障がいのある人や家族の現在の悩み・将来の不安と相談支援

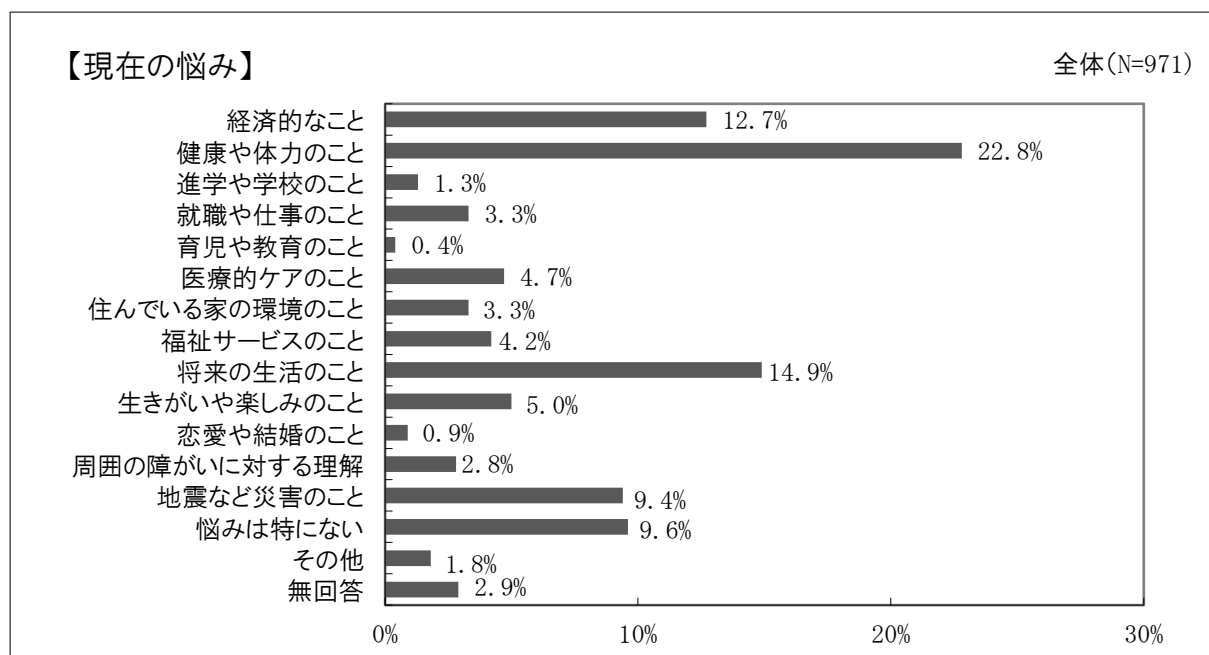
障がいのある人が日常生活で抱える問題や不安をみていくと、「悩みは特にない」と答えた人は 9.6%で、日常的に何らかの悩みを抱えて生活されていることがわかります。

総体的にみると、前回同様「健康や体力のこと」への不安が最も強く現れ、次いで「将来の生活のこと」「経済的なこと」となっており、健康維持・改善と経済的支援が求められます。今後、様々な情報提供や相談体制の充実にも力を入れる必要があります(図表 1-1、1-2)。

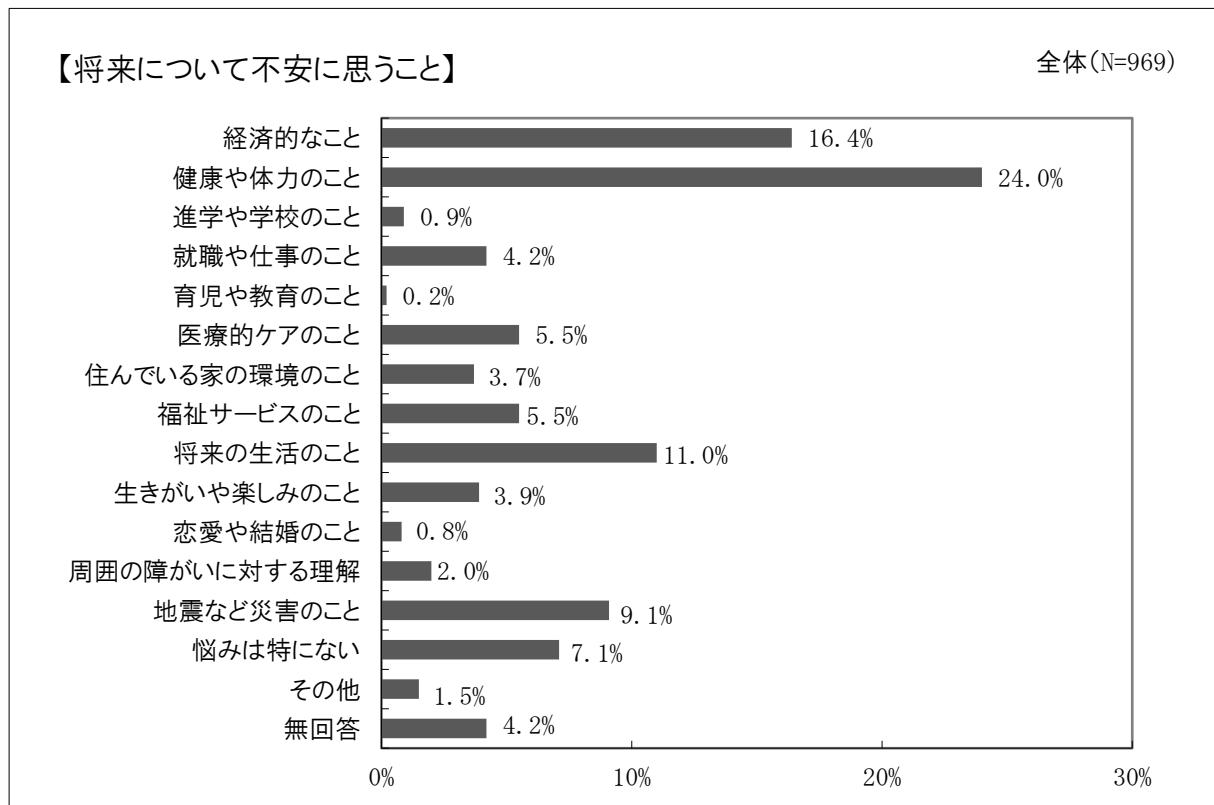
一方、これらの悩みを相談する相手は「家族」や「友人・知人」と答える人が 5 割近くですが、「病院、診療所」「障害福祉サービス事業所」「社会福祉協議会」「障がい福祉担当窓口」など、様々な場面で相談できる機関があることがうかがえます(図表 2)。

また、相談支援体制については 25.7%が「現在の体制で十分」と回答していますが、「不十分」や、「さらに充実」の回答も 42%あります(図表 3)。

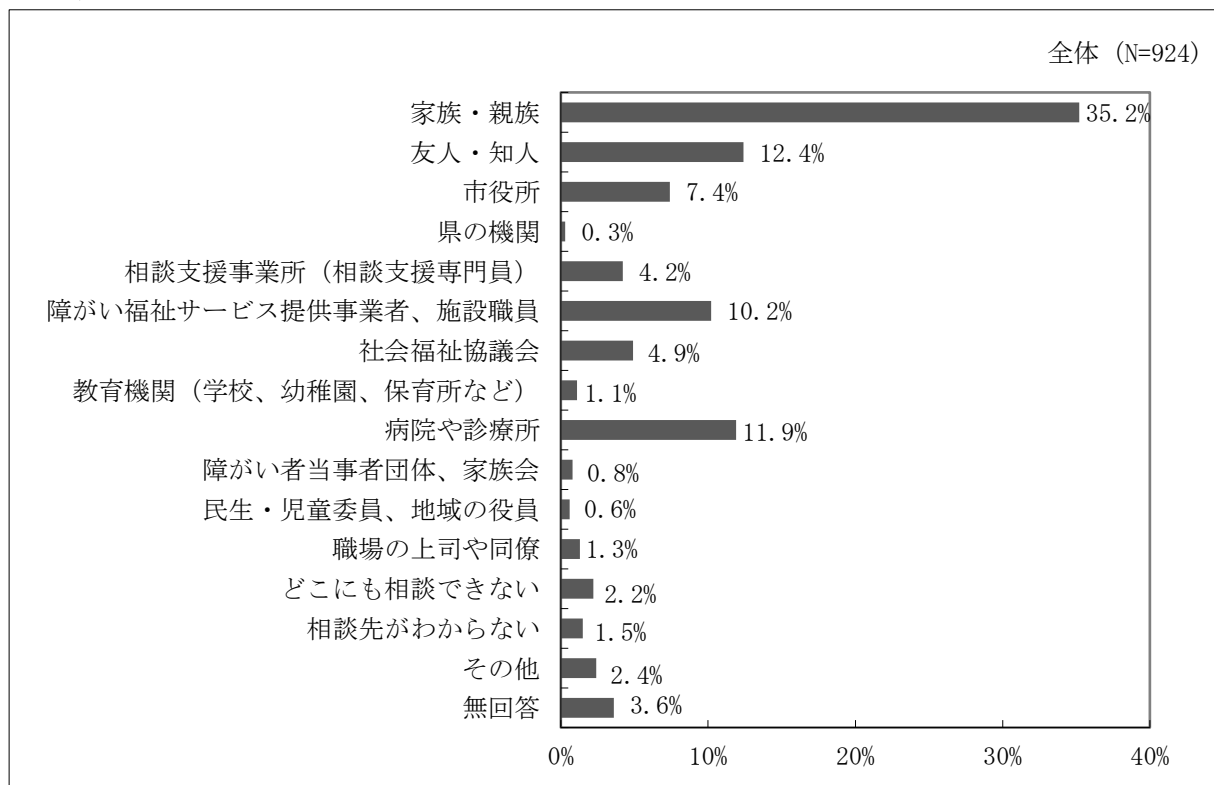
図表 1-1 現在の生活での悩みごとや困ったこと



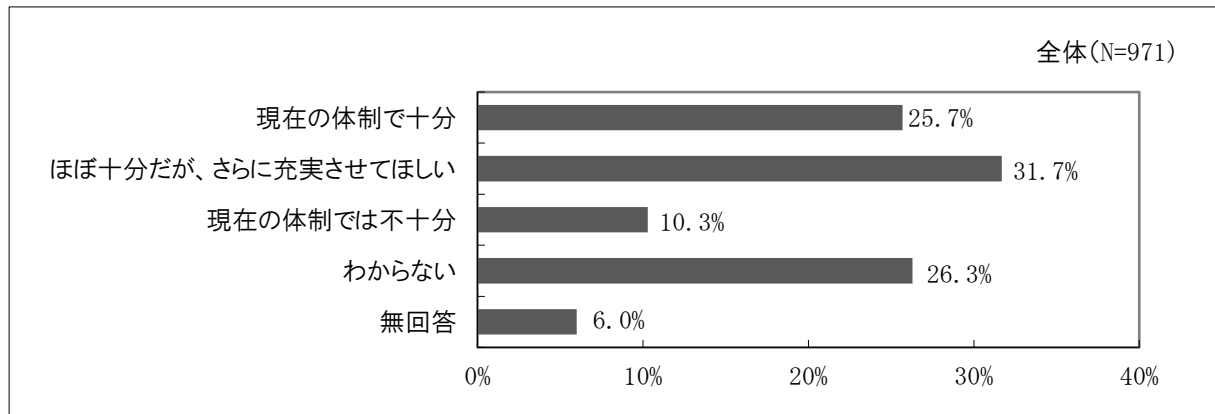
図表 1-2 現在の生活での悩みごとや困ったこと



図表 2 悩みごとや困ったことの相談先



図表 3 相談支援体制の充実度合い

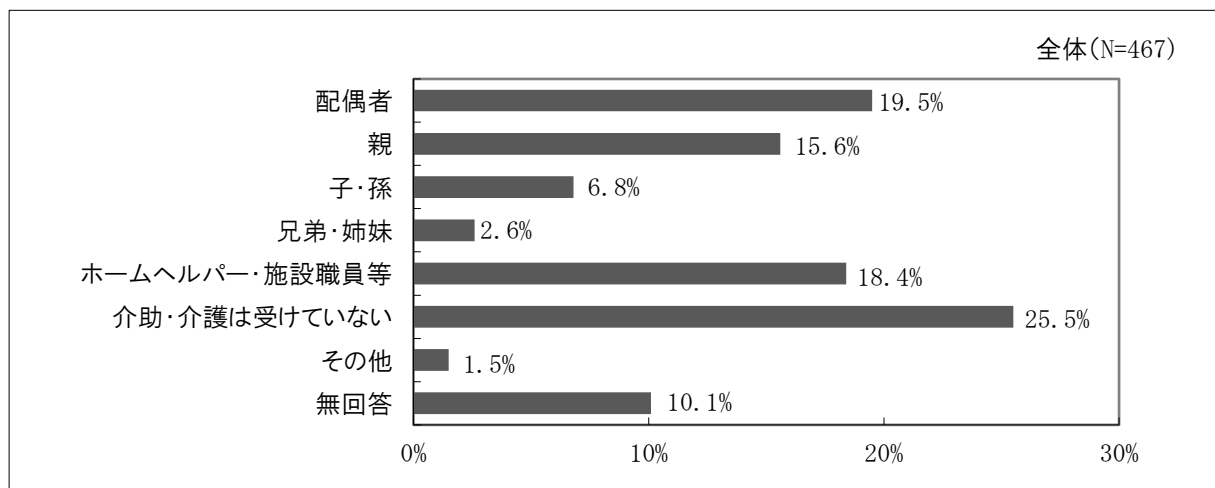


(2) 介助者の状況

全体で「介助・介護は受けていない」と回答した人は 25.5%となっており、多くの方は何らかの介助・介護を受けている状況です。主な介助者としては、「配偶者」が 19.5%、次いで「親」、「子・孫」などやはり近親者による介助・介護となっています。(図表 4)。

「ホームヘルパー・施設職員等」の支援も2割近くありますが、今後配偶者・親などの介助者の高齢化などにより、外部支援もより必要となってくることが想定されますので、常に寄り添える体制整備が求められます。

図表 4 主な支援・介助者

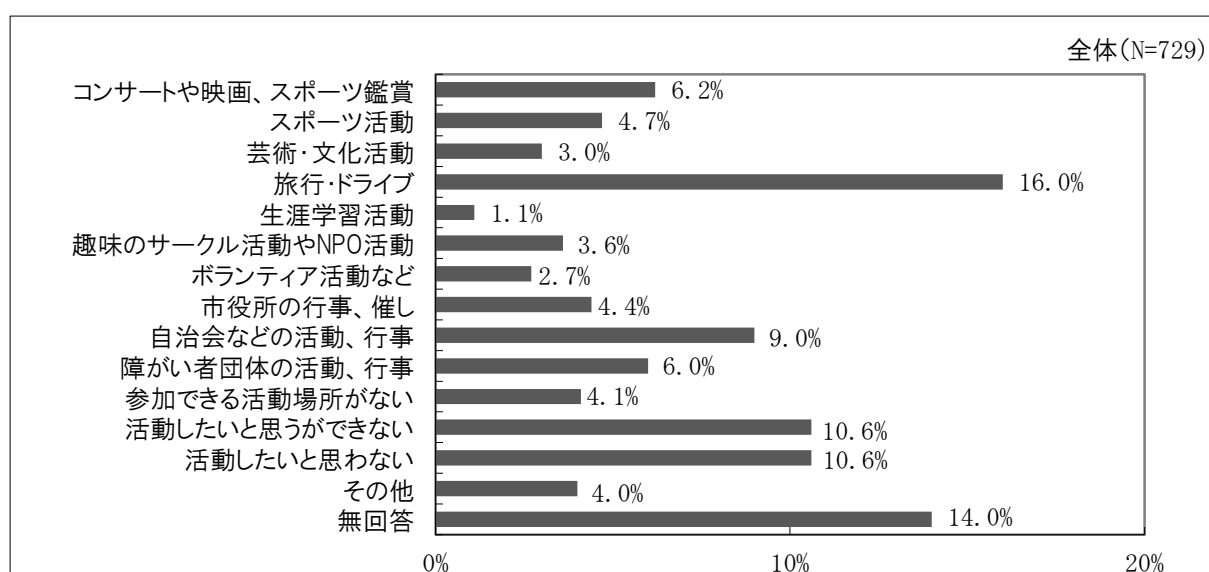


(3)社会参加

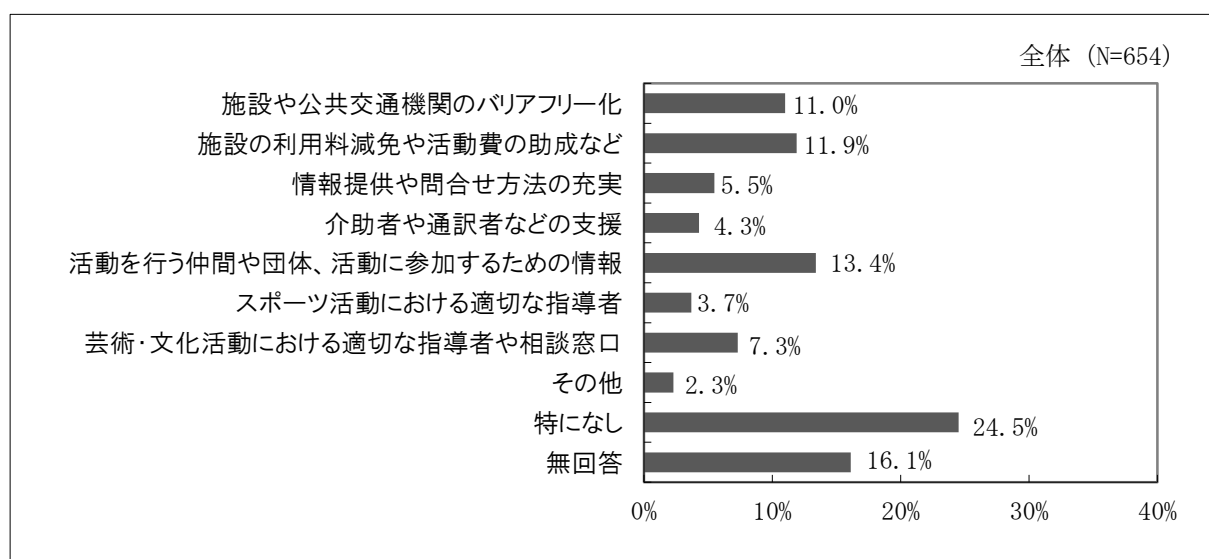
趣味やスポーツなどの活動状況をみると、「旅行・ドライブ」などの娯楽や、「自治会などの活動、行事」や「障がい者団体の活動、行事」など地域等の活動や行事への参加など、充実した余暇を過ごしている状況がうかがえます。一方、「活動したいと思うができない」や「活動したいと思わない」などの回答も 2 割近くあり、さらに地域社会への活動の場の提供や、参加しやすい体制整備が求められています(図表 5)。

その為には、「活動を行う仲間や団体、活動に参加するための情報」など、情報提供や体制整備が求められています(図表 6)。

図表 5 趣味やスポーツなどの社会活動



図表 6 社会活動に参加しやすくするためには

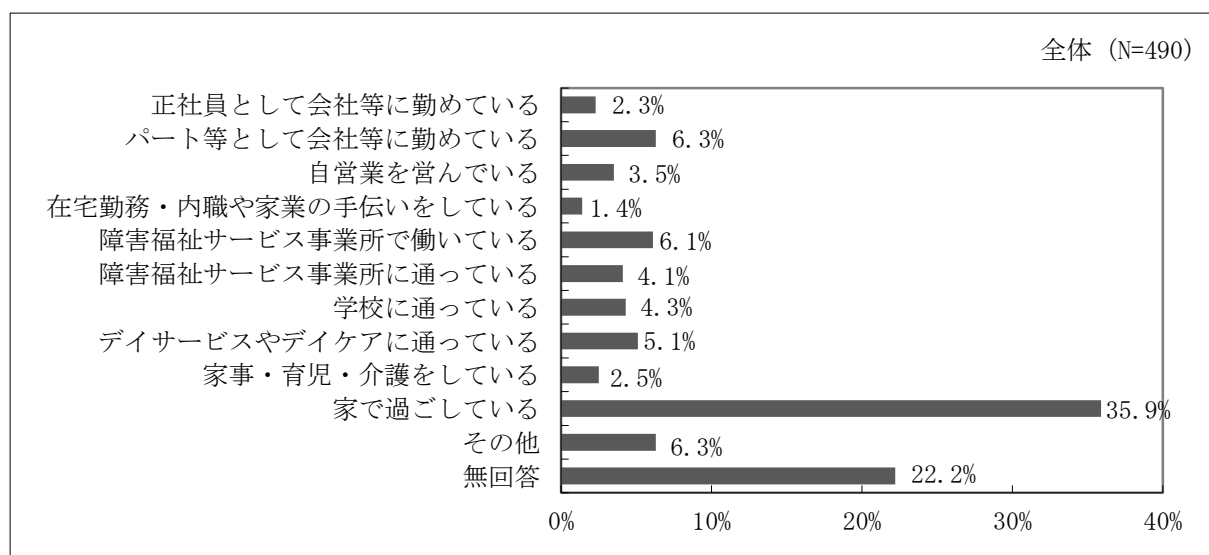


(4)就労の状況と就労支援ニーズ

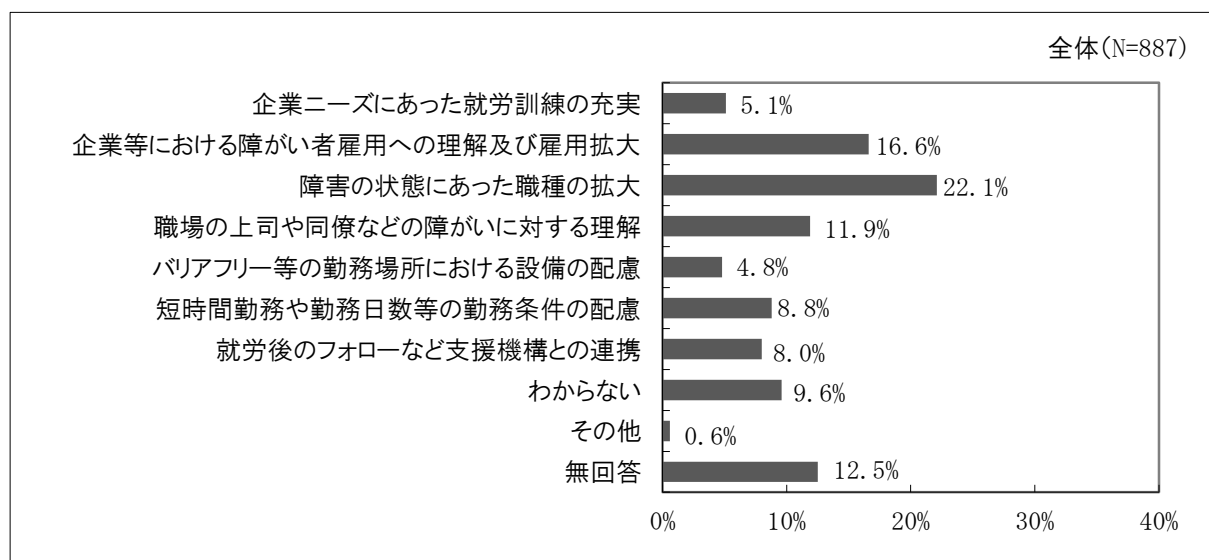
障がいのある人にとって、地域で自立した生活を営むことができるようにするためには、経済的な基盤をつくる必要があると同時に、働くことを通じて社会の一員としての役割を果たしていくことも重要です。日中の生活状況では、「家で過ごしている」の回答が35.9%と最も多くなっていますが、様々な生活スタイルが分かります(図表 7)。

就労支援に必要なこととして、「障がいの状態にあった職種の拡大」が 22.1%と多く、また「企業等における障がい者雇用への理解及び雇用拡大」など、「障がい程度に合った職種が増えること」や「障がいに対する職場の理解」が望まれています(図表 8)。

図表 7 日中の生活状況



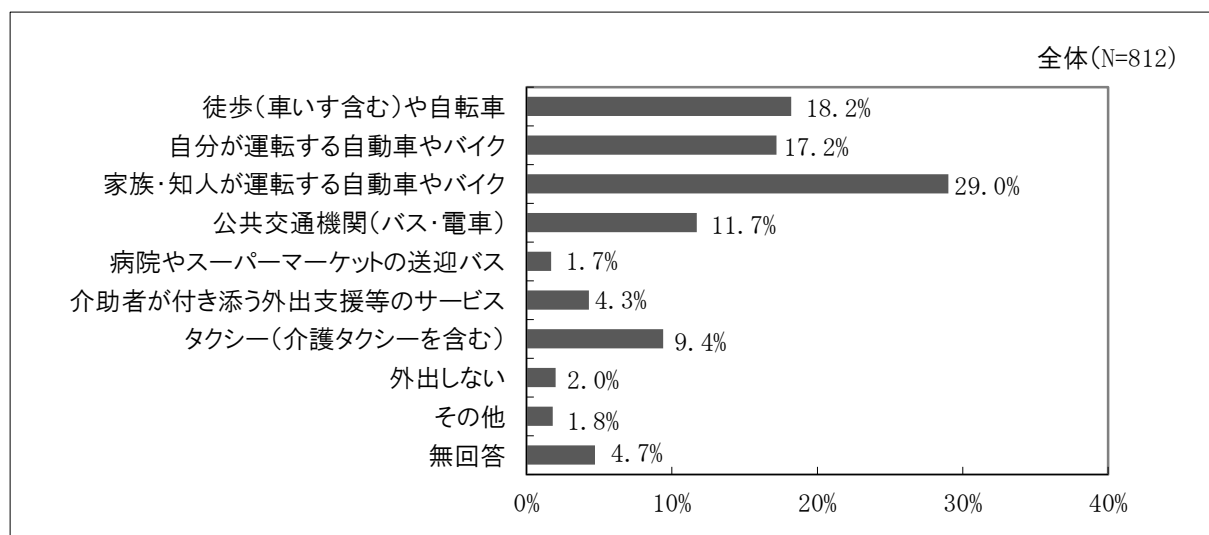
図表 8 就労支援に必要なこと



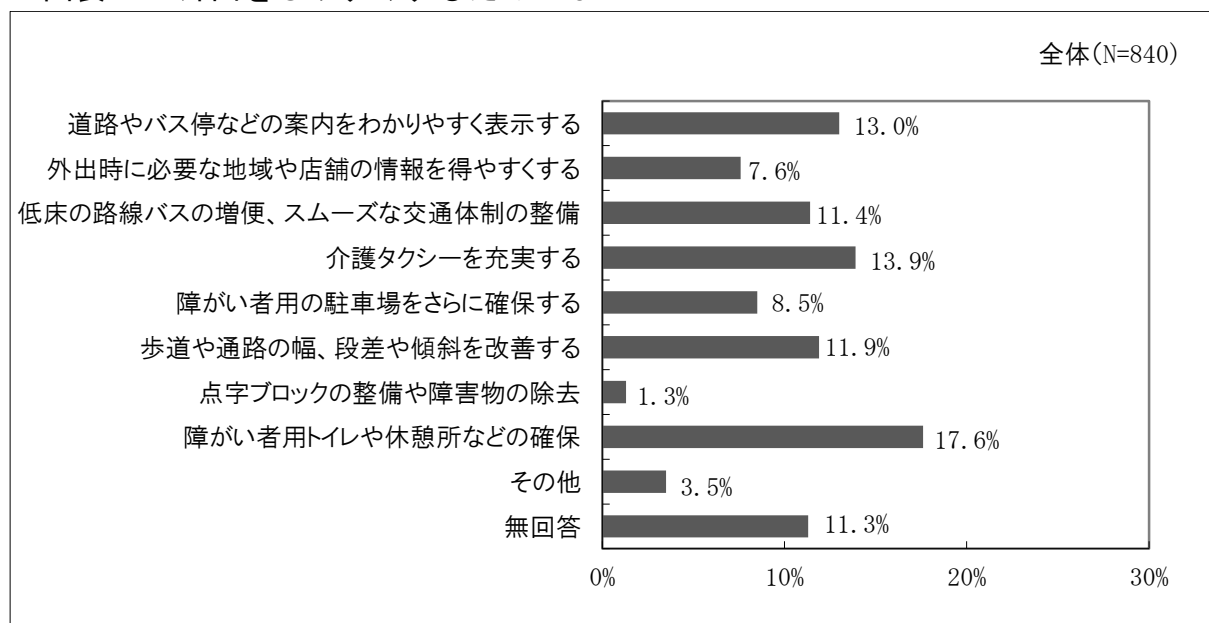
(5)外出時の不便さや問題点

外出の機会やそのための移動手段を確保することは、障がいのある人の社会的自立や社会参加の促進のための重要な要件ですが、障がい者アンケートによると、本市の交通事情から、交通手段は「家族・知人が運転する自動車やバイク」によるものが多くを占めています(図表 9)。また、外出しやすくするためには「障がい者用トイレや休憩所などの確保」など、障がい者や高齢者にとって気兼ねなく外出できる交通機関、道路や建物のバリアフリー化も求められます(図表 10)。

図表 9 外出するときの異動手段



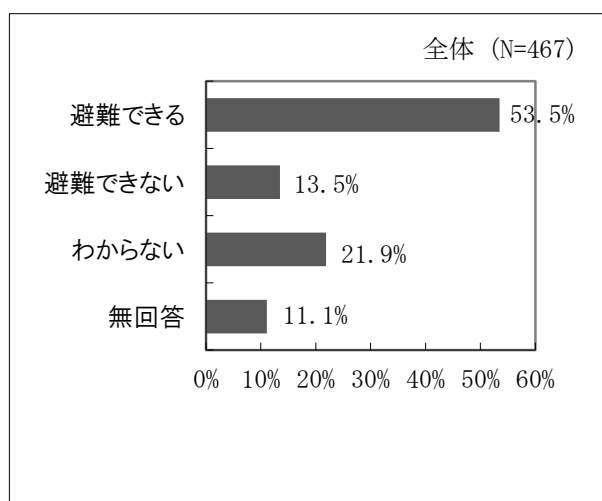
図表 10 外出をしやすくするためには



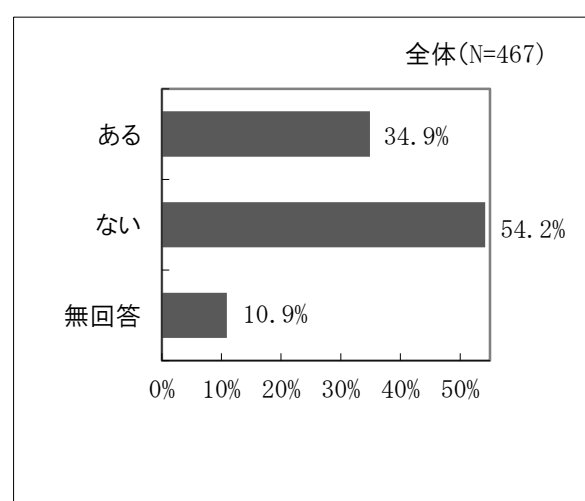
(6)災害対策

障がいのある人にとって、災害時の対策については、悩みや将来的な不安を多く感じています(図表 1-1、1-2)。災害時の避難について、「できない」、「わからない」が 35.4%あります(図表 11)。また、避難訓練は参加したことがない人が 54.2%あり(図表 12)、その理由として「障がいの程度や体調により、見合わせている」の回答が25%近くある一方で、避難訓練の案内がないや、訓練自体ないなど地域により訓練の有無が見受けられます(図表 13)。また、避難に際しては、「障がいのある人に配慮した避難場所の確保」や「避難時の介助者や支援者の確保」などの心配があり、地域や関係機関などと対策を講じる必要性があります(図表 14)。

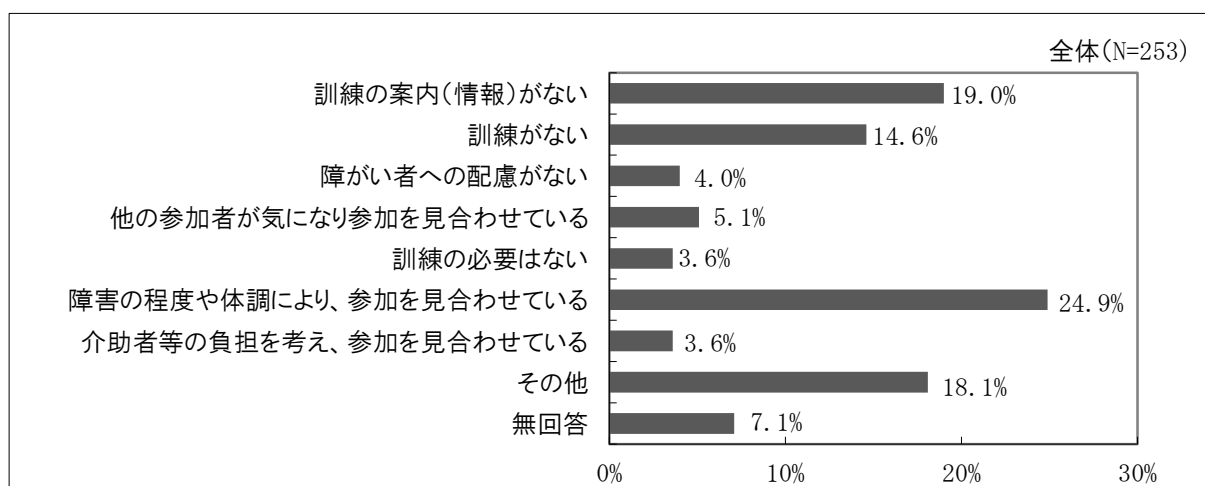
図表 11 災害時の避難



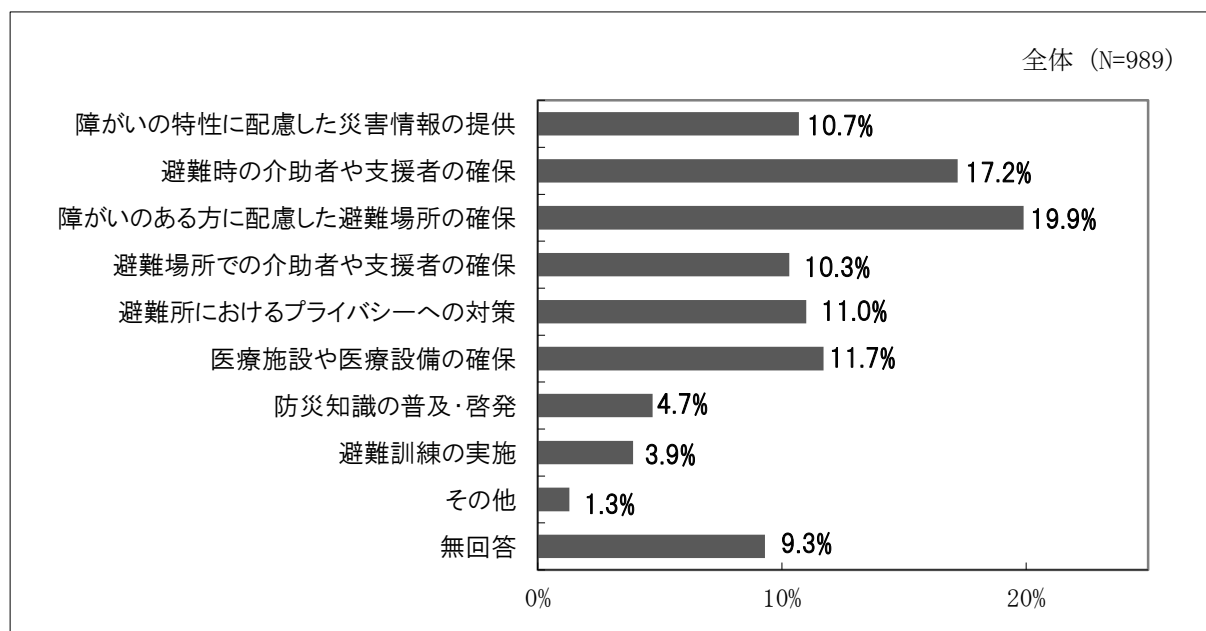
図表 12 避難訓練参加の有無



図表 13 避難訓練に参加したことがない理由



図表 14 災害時に備えて必要な対策



第3章 計画の基本的事項

本市の障がいのある人をめぐる課題から、この計画の基本理念、基本目標を定めます。

1. 基本理念

本市では2016年に、2024年までのまちづくりの方針である第2次西予市総合計画を策定しております。その基本理念を、

「常に危機感 常にチャレンジ 常に一步先行く 常に市民と共に手を取りあって」

とし、人口減少と超高齢化社会を大きな課題とするほか、解決すべき様々な重要課題を認識し、基本計画を作成し、実現に向け進んでいるところです。障がい福祉においても、障がい者等の自立社会参加が促進され、安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、(1)自立支援・地域生活支援のサービスの利用促進、(2)障がい者への経済援助、(3)障がいに対する理解の推進、(4)社会参加の促進の4つの基本事業の推進に取り組んでいます。

しかし、障がいのある人への様々な場面における偏見や、就労場所の不足による地域社会との接点が少ないことなどの理由により、自宅にこもりがちな障がい者が今なお多くいることも現状です。また、地域で障がいのある人の生活を支えるためには、障がいのある人だけでなく、その家族介助者の負担軽減の意味合いからも、よりきめ細かな生活課題への支援を進めていく必要があります。

そのためには、障がいの有無を問わず市民一人ひとりが互いを認めあい、支え合っていくことが重要であり、障がいのある人が一生を通じ安心して自立した生活を送ることができ、そして障がいのない人もそれを受け入れ、支えていくような“あたたかさが感じられるおもいやりのまちづくり”をめざすことが何よりも必要です。

そこで、この計画がめざす基本理念を

障がいのある人もない人も安心して暮らせる おもいやりせいよ

とし、障がい者への理解を深め、共に生き、共に支え合う意識を深め、「共生のまち」を実現することを基本的な施策とします。そして、障がい者への理解やノーマライゼーション(※)の考え方を広め、障がい者が地域との関わりを増やし、安心して暮らせる環境の整備を進めます。

※ノーマライゼーション…障がいの有無にかかわらず、お互いが特別に区分されることなく、社会生活を共にすることが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

2. 基本目標

基本目標 1 地域社会における生活支援体制の充実

障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、障がい者及び障がい児が必要な支援を受け、充実した日常生活、社会生活を送ることができるよう、障害福祉サービスについて、市民への普及と定着を図り、障がい者に対するサービス基盤の充実をはじめ、円滑な制度運営を推進します。また、障がいのある人が主体的に生活できるよう、当事者やその家族が生活全般にわたり様々な相談ができ、必要なサービスにつなげていく相談支援体制の充実を図ります。

【基本施策】

1. 地域生活の支援
2. 相談体制の充実

基本目標 2 健康づくりへの支援と療育・教育の充実

障がいの早期発見・早期療育のため、母子保健事業の充実や保育・教育との連携強化を図るとともに、疾病の予防や健康の維持・増進のため、生活習慣病対策を柱にライフステージに応じた保健事業の充実を図ります。また、関係団体と連携し、障がい者のための地域医療体制の充実や地域リハビリテーションの推進に努めます。

また、障がいの多様化に対応した教育の充実や、乳幼児期から学校卒業までの一貫した教育、療育支援に取り組めます。

【施策の方向】

1. 保健・医療対策の充実
2. 保健・医療・リハビリテーションの充実
3. 一貫した教育・療育支援の推進

基本目標3 自分らしく働くことへの支援の充実

障がいのある人が、地域において自立して生きがいのある生活を送ることができるようにするためには、経済的な基盤の確立が不可欠です。その前提として、障がい者がその適性に応じて能力を発揮して働くことにより、社会参加できる環境を整備するなど、関係機関との連携を図り、一体的・総合的な支援に努めていきます。

【施策の方向】

1. 就労支援と就労の場の確保
2. 経済的自立の支援
3. 福祉的就労の底上げ

基本目標4 住み慣れた地域における社会参加の促進と安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人の生きがいを高めるため、生涯学習やスポーツ・レクリエーション・文化活動への参加機会の確保に努めるとともに、「ユニバーサルデザイン(※)」の視点を取り込み、道路・公園・公共交通機関・住宅・建造物などにおいて、バリアフリー化に取り組みます。また、豪雨災害の経験から地域ぐるみでの防災・防犯体制の強化を図り、避難行動要支援者にも考慮した安全・安心なまちづくりを推進し、障がい者が、地域の中で周囲との豊かな人間関係を保ちながら暮らし続けることができるよう、共に生き、共に支え合う意識を互いに深めていけるまちづくりに努めます。

【施策の方向】

1. 生涯学習の充実
2. スポーツ・レクリエーション・文化活動機会の充実
3. 安全・安心な生活環境の整備
4. 移動・交通手段の充実
5. 防災・防犯対策の推進
6. 地域交流の充実

※ユニバーサルデザイン・・・できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などのデザイン(設計)であること。

基本目標 5 障がいのある人の権利擁護の推進と理解促進

全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 28 年に施行された「障害者差別解消法」に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

【施策の方向】

1. 人権・権利擁護の推進
2. 人権教育・福祉教育の推進
3. 理解・啓発活動の推進
4. 情報提供体制の充実

3. 施策の体系

【基本理念】

障がいのある人もない人も安心して暮らせる
おもいやりせいよ

【基本目標】

1.

地域社会における生活
支援体制の
充実

2.

健康づくり
への支援と
療育・教育
の充実

【基本施策】

1. 地域生活の支援

2. 相談体制の充実

1. 保健・医療対策
の充実

2. 保健・医療・リ
ハビリテーションの
充実

3. 一貫した教育・
療育支援の推進

【具体的な施策】

- (1) 障がい福祉サービスの質の向上
- (2) 「地域生活支援事業」の推進
- (3) 発達障害者への総合的な生活支援の検討

- (1) 基幹相談支援センターの体制整備
- (2) 身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実
- (3) 精神障がい者の相談支援の充実
- (4) 民生委員・児童委員の相談活動の充実

- (1) 障がいの早期発見と早期療育
- (2) 疾病の早期発見と早期治療
- (3) 家庭訪問による保健指導の充実
- (4) 精神保健事業の推進

- (1) 健康の保持・増進への支援
- (2) 地域医療サービスの充実
- (3) 医療費の給付

- (1) 療育事業等の充実
- (2) 就学・教育相談体制の充実
- (3) 学校環境の整備・充実
- (4) 特別支援教育の推進
- (5) 学校教育における障がい者理解の推進
- (6) 「障がい」に関する教職員研修の充実
- (7) 障がいのある児童の放課後支援等の充実

【基本理念】

障がいのある人もない人も安心して暮らせる
おもいやりせいよ

【基本目標】

3.
自分らしく
働くことへ
の支援の充
実

1. 就労支援と就労
の場の確保

2. 経済的自立の支
援

3. 福祉的就労の底
上げ

- (1) 雇用拡大のための事業所等に対する啓発
- (2) 市役所等公的機関における雇用拡大の推進
- (3) 総合的な就労相談体制の確立

- (1) 扶養共済制度の広報・啓発
- (2) 就労施設等からの物品・サービス等調達機
会の確保

- (1) 工賃向上に向けた取組み
- (2) 地域活動支援センター等への支援

4.
住み慣れた
地域におけ
る社会参加
の促進と安
全・安心な生
活環境の整
備

1. 生涯学習の充実

2. スポーツ・レク
リエーション・文化
活動機会の充実

3. 安全・安心な生
活環境の整備

4. 移動・交通手段
の充実

- (1) 生涯学習機会の充実
- (2) 生涯学習関連情報の提供

- (1) スポーツ・レクリエーションの振興
- (2) 文化・芸術活動の提供

- (1) 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサル
デザイン化の推進
- (2) 安全・安心の道路交通環境や公園の整備
- (3) 障がいのある人の意向を踏まえた事業実
施

- (1) 移動支援の充実
- (2) 移動手段の確保の推進
- (3) 各種助成事業の周知・利用促進

【基本理念】

障がいのある人もない人も安心して暮らせる

おもいやりせいよ

【基本目標】

4.

住み慣れた
地域における社会参加
の促進と安全・安心な生活
環境の整備

5.

障がいのある人の権利
擁護の推進と理解促進

【基本施策】

5. 防災・防犯対策
の推進

6. 地域交流の充実

1. 人権・権利擁護
の推進

2. 人権教育・福祉
教育の推進

3. 理解・啓発活動
の推進

4. 情報提供体制の
充実

【具体的な施策】

- (1) 防災・防犯意識の啓発
- (2) 自主防災組織の育成
- (3) 災害時等の避難誘導体制の整備
- (4) 緊急通報体制等整備事業
- (5) 防犯活動の促進
- (6) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

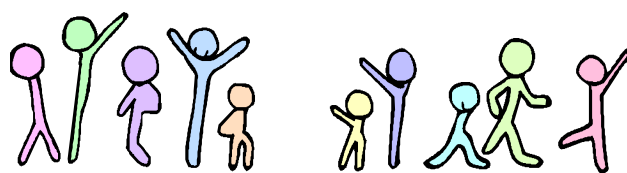
- (1) 交流・ふれあいの機会の充実
- (2) ボランティアやNPOの育成
- (3) ボランティア活動の参加促進
- (4) 地域で支える基盤づくり

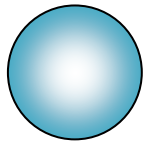
- (1) 虐待防止など人権に関する啓発の推進
- (2) 虐待等への的確な対応のための体制整備
- (3) 地域福祉権利擁護事業の推進
- (4) 成年後見制度の利用促進
- (5) 差別解消と合理的配慮の推進

- (1) 学校等における人権教育・福祉教育の推進
- (2) 生涯学習を通じた人権や障がい者差別問題の学習機会の充実

- (1) 障がい者施策に関する効果的な情報提供
- (2) 障がい者関係団体による啓発活動の支援

- (1) 「声の広報化」の推進
- (2) 利用しやすい行政情報の提供
- (3) 意思疎通支援の充実





障がい者計画編

基本目標 1 地域社会における生活支援体制の充実

1. 地域生活の支援

障がいのある人が、必要な障害福祉サービス等を使いやすくするため、地域の障害福祉サービス事業所等の協力を得ることでサービスの提供体制を整え、障がい者やその支援者に対する情報提供と利用に向けた支援を行います。

また、サービスの利用希望者が年々増えていることから、それを必要とする障がい者が継続的に利用できるよう、事業者やその他の関係者とともに、サービスの質の向上、福祉人材の育成等に努めます。また、共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスだけでなく、介護保険事業やその他の福祉事業とも連携しながら、支援体制の充実に努めます。

(1) 障害福祉サービスの質の向上

障害福祉サービスの利用の増加に伴い、多くの事業所が参入し多様化する中、利用者が真に必要なサービスを提供することが重要であることから、各種研修の開催や、関係機関の情報共有を図り、サービス等の質の向上に努めます。また、よりよいサービス提供のために、人材の確保を推進し、県・関係機関とも連携を図りながら、人材の養成に努めます。

(2) 「地域生活支援事業」の推進

市が実施主体となる「地域生活支援事業」について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業を効果的・効率的に実施します。

また、利用者及びサービス事業所のニーズを踏まえ、柔軟な形態により内容等の見直しを図り、常に利用しやすく整備を行います。

※「相談支援」や「成年後見制度利用支援」「コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記等）」「日常生活用具給付」「移動支援」「地域活動支援機能強化」等必須事業及び、「訪問入浴サービス」「日中一時支援」「点字・声の広報等発行」等その他任意事業

(3) 発達障害者への総合的な生活支援策の検討

発達障害のある人やその家族へ、行政分野を超えた切れ目ない支援を推進するため、県や関係機関等が連携をとり発達障害者を支援するネットワークの構築を図っていきます。

2. 相談体制の充実

障がい者が地域において主体的に生活していくために、それぞれの状況に応じた適切な支援を受けるためや、様々な障がいのある人やその家族が抱える様々な問題についての相談体制を整えるために、相談支援機関と連携をとりながら、信頼して相談できる、また気軽に利用できる相談体制の充実を図ります。

(1) 基幹相談支援センターの体制整備

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務に対応し、地域の実情に応じた支援を行うため、関係機関と連携を図りながら体制を整備していきます。

(2) 身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実

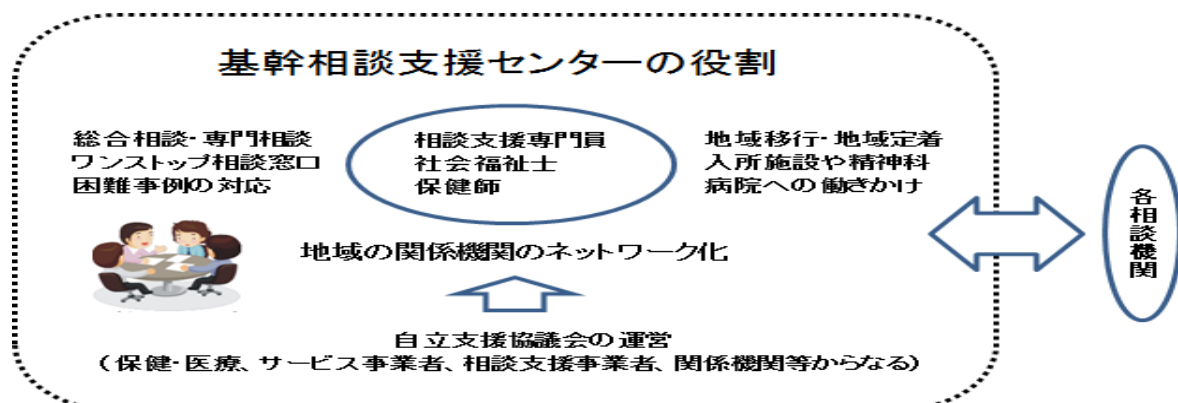
障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる身体障害者相談員や知的障害者相談員による相談活動の充実を図ります。

(3) 精神障がい者の相談支援の充実

医療機関のケースワーカー、精神障害者家族会、ボランティア団体の相談活動の実績を踏まえ、今後も相談活動への支援をしていきます。

(4) 民生委員・児童委員の相談活動の充実

障がいのある人など援助を必要とする人の相談・指導・助言等、個別援助活動を行う民生委員・児童委員の相談活動の充実を図ります。



基本目標２ 健康づくりへの支援と療育・教育の充実

１．保健・医療対策の充実

乳幼児健康診査、発達相談や育児相談を実施し、これらを通じて障がいの早期発見に努めています。特に、1歳6か月児及び3歳児健康診査は、幼児期の身体発育、精神発達の面からも重要な時期にあります。今後も健康診査など母子保健事業の充実を図るとともに、障がいの早期発見・早期療育に努めていきます。

精神障がいの発症は、本人や家族等において障がいと気づかず医療機関や社会資源につながりにくいのが現状です。そのため心の健康の普及啓発や相談事業を推進していきます。

また、障がいの原因となる疾病の予防に取り組むとともに、早期発見・早期治療につなげるための正しい知識の周知普及に努めます。

(1) 障がいの早期発見と早期療育

心身の発達に重要な時期の乳幼児健康診査、発達相談や育児相談を実施、充実させ、障がいの早期発見・早期療育に努めていきます。

(2) 疾病の早期発見と早期治療

障がいの原因となる脳卒中や心臓病、糖尿病など生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実及び診査結果に基づく予防活動の充実を図ります。

(3) 家庭訪問による保健指導の充実

障がいのために日常生活等に困難を感じている精神障がい者や知的、身体障がい者に家庭訪問等による保健指導を充実します。

(4) 精神保健事業の推進

こころの健康講演会をはじめとする市民に対する心の健康の保持・増進のための啓発を行います。また、思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する心の健康に関する相談事業を推進していきます。

2. 保健・医療・リハビリテーションの充実

障がいのある人にとって、健康への不安が最も高いことがアンケート調査結果に強く現れており、健康の保持・増進のための支援策の充実が求められています。

平成 20 年度から、40 歳以上の生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に主眼を置いた「特定健康診査」及び「特定保健指導」を実施しています。

また、令和3年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」にとりくみ、生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防及びフレイル予防(※)に努めます。

障がいのある人の健康の保持・増進のため、これらの制度にも対応した各種相談や指導を実施するとともに、健康の保持・増進を支援する各種サービスを計画的に提供します。

また、障がいのある人にとって、医療・リハビリテーションの充実は、障がいの軽減を図り、自立を促進する上で不可欠です。家族も含め、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つよう引き続き啓発を行うとともに、かかりつけ医を中心とした身近な診療と病院が連携し、在宅医療のニーズに応えていきます。加えて、障がいの程度を軽減し自立生活を促進するよう、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションの提供ができる地域医療の充実を目指します。

(1) 健康の保持・増進への支援

健康診査の充実を図るとともに、各種検診の受診拡大と要指導者の事後指導の充実に取り組みます。また、平成 30 年度に「第 3 期特定健康診査等実施計画」を策定し、40 歳以上の生活習慣病予防の徹底に努めています。

また、訪問指導の充実を図るとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により介護予防を推進していきます。

(2) 地域医療サービスの充実

医師会の協力により、障がいのある人が必要な医療を身近で利用しやすい受診環境をつくっていきます。また、障がいのある人やその家族に対し、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」を持つよう啓発していきます。

(3) 医療費の給付

自立支援医療(更生医療や精神通院医療費の公費負担)や重度心身障害者医療費助成等、各制度に基づく医療費の給付について、広く周知を図ります。

※フレイル予防…加齢による心身の老い衰えを予防すること

3. 一貫した教育・療育支援の推進

地域の幼稚園、保育所(園)や学校に通いたいと希望する障がいのある子ども(保護者)が増えています。また、LD(学習障害)や ADHD(注意欠陥 / 多動性障害)、高機能自閉症などに対する関心が高まり、学校においてこれらを含めた特別支援教育の推進をはじめとする障がいに対応した支援が求められています。

このため、障がいのある子どもが一人の人間として、その能力を最大限に伸ばしていくよう、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図り、学びやすい教育環境の整備をめざします。

(1)療育事業等の充実

就学前における療育事業・児童通所支援事業を充実していくとともに、関係機関との連携強化を図ります。

(2)就学・教育相談体制の充実

保健・福祉や幼稚園、学校等における就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化を図ります。

(3)学校環境の整備・充実

施設の改築や大規模改造に併せ、エレベーター、スロープの設置や障がい者用トイレの配置等を行っており、今後も推進していきます。

(4)特別支援教育の推進

通常の学校に在籍する LD や ADHD、高機能自閉症などの発達障害により特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制を構築していくとともに、保護者に対して発達障害に対する正しい理解の普及を図ります。

(5)学校教育における障がい者理解の推進

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶことができるインクルーシブ教育を推進します。また、地域で暮らす子どもの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるため、特別支援学校(特別支援学級)などの児童生徒との交流教育を推進します。

(6)「障がい」に関する教職員研修の充実

発達障害を含めた多様な障がいに対する理解を深めるため、教職員研修を充実していきます。

(7)障がいのある児童の放課後支援等の充実

障がいのある児童の放課後支援や、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくりに取り組んでいきます。

基本目標3 自分らしく働くことへの支援の充実

1. 就労支援と就労の場の確保

障がいのある人の就労については、障害福祉サービスを利用した就労継続支援が主となってきました。今後は、県の工賃向上計画に基づき、各福祉サービス事業所や就労関係機関と連携を図りながら、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等の提供する物品・役務の優先調達を進め、工賃向上に向けてより一層取り組んでいきます。

また、一般就労を推進するためには、受け入れ側の意識啓発や継続的な勤務を可能とする環境の整備など、改善していかなければならない点が多いのが実情です。

障がいのある人がその適性や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現できるよう、ジョブコーチ（職場適応援助者）等の制度の活用も視野に入れ、国、県との連携を図りながら、雇用施策の推進を進め、グループホーム等の住まいや生活も含めた総合的な取り組みを目指していきます。

（1）雇用拡大のための事業所等に対する啓発

ハローワークや県、産業団体等との連携による知的障がいや精神障がいを含めた障がいのある人の雇用拡大のため、事業主や従業員への啓発を推進します。

（2）市役所等公的機関における雇用拡大の推進

市役所などの公的機関における業務の委託等、障がいのある人の職域を拡大していきます。

（3）総合的な就労相談体制の確立

就労への一貫した支援と総合的な相談支援体制を確立していきます。
また、在宅ワークへの支援策にも取り組みます。

2. 経済的自立の支援

障がいのある人に対する所得保障は、経済的自立を図る上で極めて重要であるため、受給、利用できる支援・制度については障がい者の利益を損なうことがないように、広く周知を図ることが必要です。

また、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。

(1) 扶養共済制度の広報・啓発

心身障害者扶養共済制度(条例に基づいて心身障がいのある方に対して終身一定額の年金を支給する制度)により、親なき後も障がいのある人が安定した収入の確保できるよう広報・啓発を行い、制度の加入促進し、制度の維持・活用を図ります。

(2) 就労施設等からの物品・サービス等調達機会の確保

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るため、全庁的に可能な限り幅広い分野からの調達に努めるよう推進します。

3. 福祉的就労の底上げ

一般就労が困難な障がい者にとっては、障がい福祉サービスとして提供される就労継続支援事業所や地域活動支援センター等での福祉的就労は、働く実感や喜びなど生きがいを得る場として重要な役割を果たしていることに加え、一定の収入を確保することで自立した生活を送ることが出来ることから、工賃の引き上げに向けた取組みが必要です。

(1) 工賃向上に向けた取組み

県の工賃向上計画にのっとり、就労継続支援 B 型事業所等における工賃の向上に向けた取組みを支援します。

(2) 地域活動支援センター等への支援

地域生活支援センターにおける創作活動や生産活動、生きがいづくりや仲間づくり等を支援し、日常生活の充実や社会参加の促進を図ります。

基本目標 4 住み慣れた地域における社会参加の促進と安全・安心な生活環境の整備

1. 生涯学習の充実

障がい者の生涯学習の推進方策である「―誰もが、障がいの有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―」のとおり、障がいのある人も地域の中で自己実現を図りながら、心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習を充実していくことが大切です。

障がいのある人の生涯学習を支援するため、学習の場の充実・確保、関連施設の整備を図るとともに、障がいのない人と共に学ぶ機会の充実を図ります。

(1) 生涯学習機会の充実

障がい者だけでなく、市民一人ひとりが学びたい時に学ぶことができる学習機会の充実を図るとともに、生涯学習活動に気軽に参加できるよう、障がいに関する理解促進、障がい者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大を推進します。

(2) 生涯学習関連情報の提供

障がい者の主体的な学びの重視、個性や得意分野を生かした社会参加の実現に向け、公民館等の社会教育施設や生涯学習センターにおける講座や、社会福祉法人、NPO法人等における、障害福祉サービス等と連携した学びの場など、学習関連情報の提供に努めます。

2. スポーツ・レクリエーション・文化活動機会の充実

障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を充実し、これらを通じて気の合う仲間や自分を理解してくれる仲間づくりを支援していく必要があります。

障がいの有無にかかわらず参加できる趣味の講座や芸術鑑賞、発表の場を提供していくとともに、障がいの特性に応じたスポーツ・レクリエーション、障がいのある人を含めた市民が一体となったスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善やスポーツ指導者の育成・確保を図るとともに、スポーツ・レクリエーションに関する情報を効果的に提供し、ボランティアの養成に努め、個々の要望にあったボランティアを提供できる体制づくりに努めます。

(2) 文化・芸術活動の提供

障がいのある人が文化・芸術活動に気軽に親しむことができるよう、施設・設備の整備や、活動を支援する人材の育成、相談体制の整備等に努め、市内の文化活動団体等の紹介により、活動の普及や、自ら参加する意識啓発を図ります。

3. 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人の社会参加を促進していくためには、歩道や建物の段差の解消、憩いや交流の場となる公園などにおける障がいのある人の利用しやすいさへの配慮など、総合的な福祉のまちづくりを進めることが重要です。

また、単に改善に留まらず、利用者のニーズなどを踏まえた「ユニバーサルデザイン(※)」の考え方を取り込みながら、計画的、効率的な施設整備を進める必要があります。

このため、障がいのある人への配慮はもとより、障がいの有無を問わず子どもから高齢者に至るまで誰もが安心して暮らすことができる安全・安心のまちづくりの視点に立って、計画的なバリアフリー(※)化・ユニバーサルデザイン化の推進をめざします。

(1) 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進を図るとともに、計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討していきます。

(2) 安全・安心の道路交通環境や公園の整備

道路の段差解消や安全な道路交通環境を整備し、障がいのある人の歩行の安全確保、事故防止を図ります。また、公園や観光施設のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人が利用しやすいトイレの設置に努めます。

(3) 障がいのある人の意向を踏まえた事業実施

公共施設等の整備など障がいのある人の意向を組み入れた事業実施に取り組みます。

※ユニバーサルデザイン・・・できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などのデザイン(設計)であること。

※バリアフリー・・・障がい者や高齢者などに対して、社会生活をするうえで、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除いた状態。

4. 移動・交通手段の充実

市内の施設などについて、バリアフリー化の継続的な取り組みが求められる状況にあります。

障がいのある人が地域において自立した生活を営み、社会参加しやすい環境を実現していくため、鉄道、バスのほか、公共交通機関及びその関連施設の充実とバリアフリー化の促進をめざします。

(1) 移動支援の充実

移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。

(2) 移動手段の確保の推進

生活交通バスやデマンド乗合タクシーの運行により、公共交通の空白地域における交通手段の確保に努めます。また、地域の実情に応じた対策に努めます。

(3) 各種助成事業の周知・利用促進

障がい者(児)タクシー利用助成事業、障がい者用自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得費助成事業について周知を行い、利用促進に努めます。

5. 防災・防犯対策の推進

平成30年7月豪雨においては、甚大な被害が発生し、尊い生命と財産が奪われました。

近年、自然災害における高齢者・障がい者等の要支援者の避難が重要視され、危機管理体制の強化が求められています。障がい者アンケートでは災害時に「ひとりで避難することができない」「わからない」と答える人が全体で35.3%あり、4割近くの人は何らかの支援を必要としています。

このため、災害時には声かけや避難の手助けが的確に行われるよう自主防災組織の役割や重要性を周知し、組織化と活動促進に努めるとともに、防災や防火意識、知識の普及啓発に取り組みます。

また、民生委員・児童委員や自治会等と連携し、本人の同意を得て、避難行動要支援者の把握に努めながら、個別避難計画の作成を進め、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図ります。これにより、避難行動要支援者の安否確認体制を構築するとともに、福祉避難所を開設するなど避難生活における保健・福祉・医療の総合的な体制づくりをめざします。

一方、高齢者や障がい者等を狙った犯罪の増加や犯罪手口が巧妙化していることから、障がいのある人に対し、犯罪や災害に対する自己認識を高めていくとともに、自治会・町内会等を中心にした地域ぐるみの見守りによる重層的な防災・防犯体制の整備をめざします。

(1) 防災・防犯意識の啓発

高齢者や障がい者など、特別な配慮が必要な人が地域生活を維持するため、個々の状況に応じた防災・防犯意識の高揚を図ります。

(2) 自主防災組織の育成

地域住民の防火、防災意識の高揚を図り、地域ぐるみの防火・防災体制を確立するため自主防災組織の活性化を促進します。

また、地域で生活する障がい者に配慮し、障がい者と共に防災訓練を実施することにより、災害発生時の被害の軽減、人的被害の防止を図ります。

(3) 災害時等の避難誘導體制の整備

西予市地域防災計画に基づき、災害時に自力で避難できない避難行動要支援者の把握に努め、自治会等地域住民の協力のもとに避難所への避難誘導の支援を図ります。

また、避難行動要支援者支援マニュアルを作成し、地域と協働で支援台帳の整備や避難行動要支援者の支援体制づくりを進めていきます。

(5) 緊急通報体制等整備事業

災害及び緊急事故の発生時における緊急通報体制の充実を図るとともに、迅速・的確な活動のための関係機関との連携を強化していきます。

(6) 防犯活動の促進

自治会や防犯組織等、関係機関が連携した防犯活動の促進をめざすとともに、「広報せいよ」などによる広報活動の充実、各種団体の自主活動を促進します。

(7) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

障がい者の消費者トラブルや被害からの救済に関して必要な情報を提供し、県や市の消費者生活センターを広く周知することにより、障がい者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。

6. 地域交流の充実

障がいのある人が地域の中で周囲との豊かな人間関係を保ちながら暮らし続けることができるよう、共に生き、共に支え合う意識をお互いが深めていくことが大切であり、そのことが「共生のまち」を実現する第一歩となります。そこで、きめ細かな支援を行うためには、ボランティア活動やNPO活動などの「力」が重要です。

西予市社会福祉協議会では、本所及び各支所でボランティアの要望を受付けており、地域の多種多様な住民活動を一体的に集約・支援しています。

今後は、障がいのある人のニーズを把握しながら、ボランティア、地域福祉活動コーディネーターの育成を行い、様々なボランティア活動の推進をめざします。

また、よりきめ細かな福祉活動を進めるNPOの育成にも取り組みます。このため、社会福祉協議会を軸として、関係機関が連携し、ボランティアのきっかけづくりの場や機会の充実を図り、身近な地域での障がいのある人とのふれあいや支え合い活動へのボランティア参加を進めます。

(1) 交流・ふれあいの機会の充実

自治会等、地域の団体が中心となって、障がいのある人も積極的に参加できる行事の開催など、多様な交流の機会づくりに取り組みます。その交流活動・事業に参加するため、介助者や手話通訳者などを配置し、障がいのある人の社会参加を促進します。

(2) ボランティアやNPOの育成

ボランティアに関する相談や研修機会など社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能を充実させ、育成を推進します。また、各広報等を活用し、ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供に努め、ボランティアやNPO相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化を図り、個々の要望に沿うボランティアの提供ができる体制を整えます。

(3) ボランティア活動の参加促進

市民各層のボランティア活動への参加を図るためのボランティア養成講座やボランティア体験の機会の充実を図ります。さらに、講座受講者のボランティア人材バンクによる登録や活動への参加、自主的な活動の立ち上げなどの支援に取り組みます。

また、障がいのある人自らが同じ立場から障がいのある人を支援するボランティア活動(ピア・サポート活動)を支援していきます。

(4) 地域で支える基盤づくり

地域の住民、民生委員・児童委員・社会福祉協議会、自治会などによる小域福祉圏単位での福祉活動の充実とネットワーク化を図ります。

基本目標 5 障がいのある人の権利擁護の推進と理解促進

1. 人権・権利擁護の推進

全国的に、障がいのある人が、家庭や障がい者福祉施設内などで虐待を受けている事例が発生しています。虐待行為の多くは当事者には虐待という認識が少なく、密室で行われ、周囲には分かりにくいのが実態です。特に知的障がいの場合、虐待そのものが当事者にも理解されず、また親が施設への遠慮から虐待を黙認する場合があるといわれています。

障がい者への虐待が後を絶たない中、「児童虐待防止法」「高齢者虐待防止法」に続き、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、“障がい者への虐待の禁止や発見者の通告義務”、また障がい者虐待を防止するために“養護者の援護など”が盛り込まれています。

本市においてはこのような認識の下に、国・県と連携しながら虐待防止の啓発を充実し虐待の予防を図るとともに、虐待が発生していた場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援体制の確立を目指します。

また、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が困難な人が地域の中で自立した生活を送ることができるようにするためには、保護・支援する体制づくりが重要です。財産の保全管理や各種申請など、障がいのある人が地域で自立した生活を続けられるよう、県や社会福祉協議会などと連携し、成年後見制度の活用や地域福祉権利擁護事業などの推進を図ります。

(1) 虐待防止など人権に関する啓発の推進

障がいのある人に対する虐待防止のための関係者に対する意識啓発を行うとともに、地域における啓発に取り組んでいきます。

(2) 虐待等への的確な対応のための体制整備

西予市障がい者虐待防止センターを設置しており、虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化を図り、速やかな連絡・連携体制を整えます。

(3) 地域福祉権利擁護事業の推進

知的障がいなど判断能力が十分でない人に対する権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う地域福祉権利擁護事業を推進します。

(4) 成年後見制度の利用促進

地域生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」について、地域における連携・対応強化を継続的に推進していくため、市内全体を 1 つの区域とする中核機関を設置し、社会福祉協議会と協働して、制度の周知及び事業の普及と利用促進を図ります。さらに、この先の需要を見据え、後見人養成講座等を開催し、市民後見人の育成などに努めます。

(5) 差別解消と合理的配慮の推進

「障害者差別解消法」の理念に基づき、教育・職場・医療等のほか、地域活動など様々な状況での合理的配慮(※)の推進に努めます。

※合理的配慮・・・障がい者の人権と基本的な自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保証されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がい者の個別・具体的なニーズに配慮すること。

2. 人権教育・福祉教育の推進

人権について理解を深め、一人ひとりの「心の壁」を取り除くためには、就学前教育や学校教育の中で、早い段階から人権教育を進める必要があります。

障がいの有無にかかわらず、お互いが尊重し合いながら社会で生活していくことができるよう、幼少期からの共生教育を推進していきます。

これからも学校等における一貫した福祉教育を推進するとともに、福祉体験、ボランティア体験の機会を充実していきます。

また、広く市民各層に対して、障がいのある人への理解を支援するために必要な基本的知識について、生涯学習等を通して普及を図ります。

(1) 学校等における人権教育・福祉教育の推進

学校等において計画的に人権教育・福祉教育を推進するとともに、学校職員などに対する福祉意識を啓発する機会の充実を図ります。

(2) 生涯学習を通じた人権や障がい者差別問題の学習機会の充実

生涯学習を通じた人権や障がい者差別問題に関する学習機会、人権啓発事業の充実を図るとともに、障がいのある人の支援に必要な基本的知識を普及します。

3. 理解・啓発活動の推進

障がいのある人が、地域の中でその構成員として対等に暮らすことができるようにするためには、市民一人ひとりに対し、多様化する「障がい」のことや障がいのある人への理解を深め、共に暮らすことが自然であるという「ノーマライゼーション(※)」の理念を広く浸透させていくとともに、人権意識や福祉意識の高揚を図ることが何よりも重要です。

本市では知的障がいを主障がいとする障がい者入所支援施設が4箇所あるため、地域での交流活動や学校からの施設訪問などを通じて、日常生活の中でノーマライゼーションを実践しており、知的障がいに対する理解は深まっていますが、その他の障がいへの理解はこれからの課題です。

あらゆる障がいのある人に対する偏見をなくすよう、理解を深めていく取り組みをさらに充実し、障がいのある人の地域での自立生活を支え、また、障がいのある人の社会参加活動を促進できるような風土づくりをめざします。

また、障がいのある人やその家族による団体活動についても、広く市民に理解されるよう努めていきます。

(1) 障がい者施策に関する効果的な情報提供

市民がわかりやすく、親しみやすい広報誌面や市のホームページ(インターネット)を通じて、障がい者福祉に関する情報提供を行うとともに、市民に対し「障がい」や「障がい者」について理解を深めてもらうよう啓発を推進します。

(2) 障がい者関係団体による啓発活動の支援

障がい者関係団体による主体的な市民に向けた啓発活動を支援していきます。

※ノーマライゼーション…障がいの有無にかかわらず、お互いが特別に区分されることなく、社会生活を共にすることが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

4. 情報提供体制の充実

本市では、毎月1回「広報せいよ」を発行し、全戸配布しているほか、視覚障がいのある人にはボランティアの協力を得て広報の音声版を作成し、希望者へ配布しています。また、市民生活に密着したサービスやイベント、市政などに関する情報については、インターネットのホームページを通じて情報を発信しています。

今後も必要な情報が的確に伝わるよう、情報提供・表示などの方法について検討を進めます。また、情報収集・利用などに大きな支障のある聴覚障がいや視覚障がいのある人に対して、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。

(1) 「声の広報化」の推進

視覚障がいのある人に配慮した、ボランティアグループによる声の広報化等により、市の広報の充実を図ります。

(2) 利用しやすい行政情報の提供

利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫、色覚異常のある人などへの配慮などホームページによる情報提供の充実を図ります。

(3) 意思疎通支援の充実

車いすの常備や、手話通訳者での応対を実施するなど、それぞれの障がいに配慮した、きめ細やかな窓口サービスの向上に努めます。

推進体制の整備

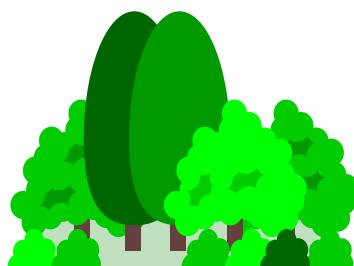
1. 総合的な推進体制

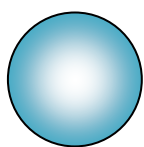
この計画は、就労、医療、住宅、生活一般など幅広い分野にまたがった施策となっています。このため、障がい福祉に関する様々な制度に対応し、庁内各課との連携、加えて、関係機関との連携の強化、市民(地域)との協働関係の構築に取り組めます。

2. 進行管理

計画の着実な目標実現に向けて、進捗状況の把握、点検を行い、「西予市障害者自立支援協議会」に報告し、評価、提言を受けるものとします。

また、市民ニーズへの的確な対応、社会・経済情勢や国の動向の変化に適格かつ柔軟に対応するよう、効果的な施策の展開など先進事例の研究に取り組めます。





障がい福祉計画・

障がい児福祉計画編

第1章 計画の目標

1. 基本的な方針

障害福祉サービスの提供体制を確保するため、次に掲げる点に配慮して数値目標を設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

訪問系・日中活動系サービスやグループホーム等の充実を図り、施設入所者の地域生活への移行を進めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することをめざします。

精神障がい者の地域生活を支援するための啓発に努め、訪問系、日中活動系サービス等のより一層の充実を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域のニーズ、既存のサービスの整備状況などに応じ、協議会等を活用して検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援体制の強化を図り、協議会を中心としたネットワークを構築し、地域全体で障がい者を支えるための体制づくりを進めます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいの疑いがある段階から関係機関と連携し、障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行います。相談支援の提供にあたっては、検証・評価を行いながら、相談能力の向上に努め、サービスの質の確保を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び

地域の相談体制強化により、地域の実情に応じた相談支援体制を実施するため、基幹相談支援センターが本来あるべき支援業務が行える体制整備を検討していきます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制の構築として、協議会等において、定期的に障害福祉サービスの利用状況を把握し、検証を行っていきます。

2. 令和5年度までの目標値の設定

障がいのある人の地域生活への移行及び一般就労への移行等を促進するため第5期障害福祉計画及び第1期障害児計画の実績等を踏まえ、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設のグループホームへの移行計画を勘案し、令和2年3月31日時点で福祉施設入所者105人のうち7人(6.7%)の地域生活への移行をめざすとともに、令和5年度末の施設入所者数を2人(1.9%)削減することを目指します。

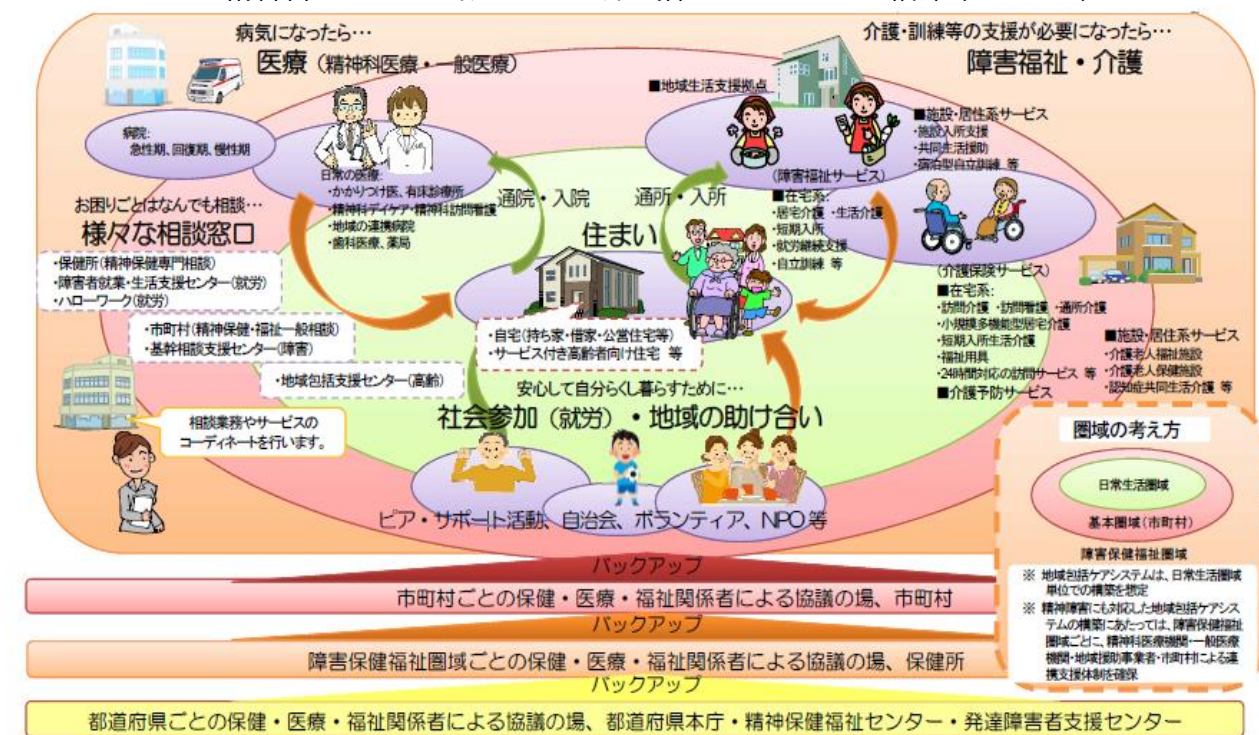
項 目	数 値	考え方
現在の入所者数(A)	105 人	令和2年3月31日現在
令和5年度入所者数(B)	103 人	令和5年度末時点の利用人数
①【目標値】 削減見込(A-B)	2 人 (1.9%)	差引減少見込み数
②【目標値】 地域生活移行者数	7 人	施設入所からグループホーム等への移行者数

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に取り組み、協議の場を通じ、精神科医療機関、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などと重層的な連携による支援体制を構築するよう努めます。

項 目	数 値
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年 3 回

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)



厚生労働省ホームページより

(3)地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備について、可能な限り早期に実施できるよう努めていきます。整備にあたっては、当事者やその家族のニーズの高い機能から、協議会等を活用して段階的に整備を進めていくことを検討していきます。市での単独設置が難しい場合は、圏域での設置も視野に入れ、関係機関と連携し検討を進めていきます。

項 目	数 値
【目標値】 地域生活支援拠点等の設置状況	1カ所
【目標値】 地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討	検討



(4)福祉施設から一般就労への移行

令和5年度までに7人が一般就労に移行することをめざします。また、平成30年に創設された就労定着支援事業等について、一般就労へと移行した障がい者の1年以上の職場定着をめざします。

項 目	数 値	考え方
現在の年間一般就労者数	5人	令和元年度において福祉施設等から一般就労へ移行した者の数
【目標値】年間一般就労者数	7人	令和5年度末までに福祉施設等から一般就労する者の数
【目標値】就労定着支援事業利用者の割合	70%	令和5年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者のうち、就労定着支援事業利用者の割合
【目標値】就労定着率が8割以上の事業所の割合	70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率(※)が8割以上の事業所の割合

※就労定着率:過去3年間の就労定着支援の総数利用者数のうち前年度末時点の就労定着数の割合

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制については、市内に支援の中核となる児童発達支援センターの設置がないため、国の方向性に従い、市内に1カ所設置するよう検討を行うこととします。保育所等訪問支援については、市内の事業所1カ所においてサービスの提供ができるよう整備しております。今後、サービスの向上を図るとともに、新たな事業所の開設についても事業者へ働きかけていきます。

重症心身障がい児が地域で支援を受けられるよう、市内または圏域で設置するよう検討を行い、確保に努めます。

医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置について検討していきます。

項 目	数 値
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1カ所
【目標値】 児童発達支援センターで保育所等訪問支援(※)が利用できる体制	構築
【目標値】 主に重症心身障害児(※)を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所
【目標値】 医療的ケア児(※)支援のための関係機関の協議の場の開催・コーディネーターの配置	検討

(※)保育所等訪問支援:児童福祉法に基づくサービス。対象児が通所する保育園、幼稚園等に支援員が訪問し、集団生活のサポートや、対象児の成長、発達を保護者、保育士と共有し、支援する。

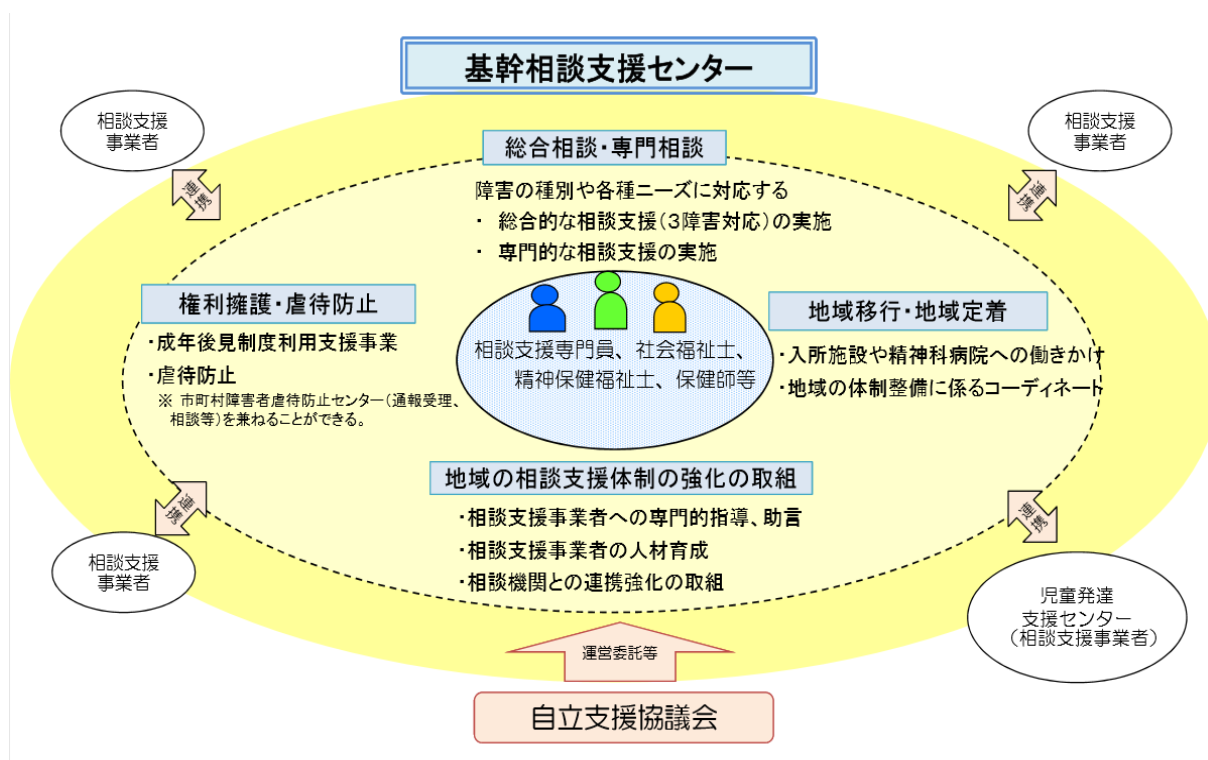
(※)重症心身障害児:重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態にある障がい児

(※)医療的ケア児:たん吸引や経管栄養(チューブを使って鼻などから直接栄養を取る方法)、人工呼吸器管理など在宅で家族などが日常的に行っている医療的介助行為が必要な児童のこと。

(6)相談支援体制の充実・強化等

総合的、専門的な相談を行う、「基幹相談支援センター」の体制整備について検討を進め、相談支援体制の充実・強化に向けた実施体制の構築を目指します。「基幹相談支援センター」が市内の相談支援事業所への専門的な指導や研修、連絡会の実施等により連携を強化し、相談支援事業の活性化を図ります。

項 目	数 値
【目標値】 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	1回
【目標値】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	検討
【目標値】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	検討
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	1回



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが多様化しているなか、障がいのある人が真に必要とするサービスを提供できるよう、県が実施する研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析・共有等により、障害福祉サービスの質の向上に取り組めます。

項 目	数 値
【目標値】 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数	2人
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	検討

第2章 障害福祉サービスの利用状況と見込量

1. 障害福祉サービスの内容

種別	サービス名	サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援・入院時の支援等を総合的に行う
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や支援を行う
	行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行う
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う
日中活動系サービス	生活介護	常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間に施設で入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等を提供する
	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う

種別	サービス名	サービスの内容
日中活動系サービス	就労移行支援	一般企等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援 B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
	療養介護	医療及び常時介護を必要とする障がい者に対し、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、日常生活上の世話等を提供する
	短期入所（ショートステイ）	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住系サービス	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
	施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援を行う

2. 障害福祉サービスの現状と必要な量の見込み及び確保のための方策

これまでのサービス利用実績や今後のサービス利用意向を勘案し、令和3年度から令和5年度における障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込み量(月あたり)を次のとおり設定します。

また、障がい者の地域における安全な生活の場の整備を行い、個々のニーズや状況に即した必要なサービスの確保に努めることを目的に、障害福祉施設等について、防災・減災、国土強靱化の観点から、危険区域からの移転、耐災害性強化対策等について、関係機関と連携し整備に向けて支援します。

(1) 訪問系サービス

【サービス利用実績と見込量】

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間	302	548	453	467	482	497
	人	33	33	36	37	38	39
重度訪問看護	時間	37	1	1	0	0	0
	人	2	1	1	0	0	0
同行援護	時間	10	22	19	20	20	20
	人	5	7	5	6	6	6
行動援護	時間	25	32	40	40	40	40
	人	3	3	3	3	3	3
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための対策】

現在、西予市内でサービスを提供している事業所は8か所あります。市外の事業所を利用している人もいます。利用者が高齢になり介護保険のサービスに移行するため利用者数は減少するものの、一人ひとりの利用時間は増加すると考えます。今後、利用者のニーズ

に因應するためには複数の事業所を利用する場合も考えられます。利用者が必要とするサービス量を確保するとともに、障がい特性に応じたサービスが提供されるよう、関係機関や事業所との情報交換や連絡調整を通じて連携の強化に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【サービス利用実績と見込量】

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
①生活介護	人日分	2753	3742	3326	3273	3274	3275
	人	144	145	142	143	144	145
②自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
③自立訓練 (生活訓練)	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
④就労移行 支援	人日分	45	50	41	45	46	47
	人	3	3	3	5	7	9
⑤就労継続 支援 A 型	人日分	176	140	132	135	135	135
	人	10	8	8	8	8	8
⑥就労継続 支援 B 型	人日分	2744	2795	2841	2887	2933	2979
	人	143	140	145	147	149	151
⑦就労定着 支援	人	0	1	1	1	1	1
⑧療養介護	人	17	15	16	16	16	16
⑨短期入所 (福祉型)	人日分	199	318	264	265	267	269
	人	14	17	13	14	15	16
⑩短期入所 (医療型)	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための対策】

- ① 生活介護は施設入所者の日中活動となりますが、特別支援学校の卒業生の新規利用などにより一定数の増加が見込まれ、また、通所による利用が増えています。在宅の重度障がいの人が日中の活動の場として利用が増えてくると考えられます。
- ② ③ 自立訓練は、西予市内に自立訓練事業所がないことから、利用はあまり見込めません。
- ④ 就労移行支援は、西予市内の一般事業所も少ないことから、就労移行支援から一般就労に結び付けることが難しい状況です。現在の利用状況から市外の事業所を利用する者も含めて、今後の利用を見込みました。
- ⑤ 就労継続支援A型は、市内には就労継続支援A型事業所がないことから、市外の事業所を利用されています。そのため、通勤時間もかかり利用しにくい状況であり、利用者数も現状とほぼ変わらないと見込んでいます。
- ⑥ 就労継続支援B型は、市内でサービスを提供している事業所が7か所あり、利用者が年々増えている状況です。障がい者の就労の場として定着していることもあり、引き続き利用者は増加すると見込んでいます。
- ⑦ 就労定着支援は、平成30年から開始された事業で、事業所との情報交換を行い、利用者のニーズに応じた適切なサービス供給の確保とサービスの質の向上に努めます。
- ⑧ 療養介護は、重度の心身障がい者で同時に医療が必要な人が対象です。現在の利用者数で推移すると思われます。
- ⑨ 短期入所は、介護者の病気などにより、宿泊を伴う短期間の入所を必要とする人が増えています。家族と一緒に生活することを希望している人が多いことから、介護者のレスパイト(※)利用も含めて、今後も引続いて利用があると見込んでいます。

※レスパイト…支援者が介護を一時的に代替えて、リフレッシュしてもらうこと

(3) 居住系サービス

【サービス利用実績と見込量】

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
① 自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
② 共同生活援助 (合計)	人	60	60	63	63	64	65
③ 共同生活援助 (介護サービス 包括型)	人	49	50	52	52	53	54
④ 共同生活援助 (外部サービス 利用型)	人	9	8	8	8	8	8
⑤ 共同生活援助 (日中サービス 支援型)	人	2	2	3	3	3	3
⑥ 施設入所支援	人	109	107	106	107	107	107

【見込量確保のための対策】

① 自立生活援助は、平成 30 年から開始された事業のため、事業所との情報交換を行い利用者のニーズに応じた適切なサービス供給の確保とサービスの質の向上に努めます。

②③④⑤ 共同生活援助(グループホーム)は、施設入所者や退院可能な精神障がい者が、地域生活へ移行する際の受け皿として重要なサービスです。地域での生活を望む障がい者の多くは、一人で生活することが困難なことから、今後も共同生活援助を必要とする人が同程度あると見込みました。また、施設入所者の地域移行も促進していくこととし、今後の利用者の増加を見込んでいます。

⑥ 施設入所支援は、入所者の地域生活への移行を進めている一方で、在宅の人が、障がい者本人や介護者の高齢化等の理由で入所を必要とする場合も多くあり、利用意向も高く、計画値は横ばいで推移しています。今後も地域移行を促進していくこととし、利用者を見込みました。

(4)相談支援

【サービス利用実績と見込量】

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
①計画相談支援	人	59	72	74	76	78	80
②地域移行支援	人	0	0	0	0	1	1
③地域定着支援	人	0	0	0	0	0	1

【見込量確保のための対策】

①計画相談支援は、障がい福祉サービスの利用者はほぼ全員が利用しています。

②③地域移行支援、長期入院となっている人を対象に地域移行を促進しており、地域移行支援終了後に地域定着支援を行います。受け入れ先となるグループホーム等も少ないことから、利用量を見込みました。

3. 障害児福祉サービスの内容

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に、医療型児童発達支援センターまたは独立法人国立病院機構若しくは指定発達支援医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う

サービス名	サービスの内容
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にある障がい児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成する。また通所支援事業を利用後は一定期間ごとにサービス等の利用状況を検証しサービス利用計画の見直しを行う

4. 障害児福祉サービスの現状と必要な量の見込み及び確保のための方策

【サービス利用実績と見込量】

サービス種別	単位	実績値			見込量		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
①児童発達支援	人日分	19	18	21	20	20	20
	人	7	6	6	7	7	7
②医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
③放課後等デイサービス	人日分	393	442	468	491	515	540
	人	35	37	38	39	40	41
④保育所等訪問支援	人日分	5	5	5	5	5	5
	人	5	5	4	5	5	5
⑤居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
⑥障害児相談支援	人	12	12	11	12	12	12

【見込量確保のための対策】

①児童発達支援は、療育を提供する事業所が、西予市内に1カ所しかないため、近隣市町の事業所へ通所している児童もいます。早期発見、早期支援が将来の自立に大きな効果があり、悩みを持つ保護者のニーズも高く、今後も同程度の利用があると見込んでいます。

②医療型児童発達支援は、西予市内に医療型児童発達支援が行える事業所はありませんが、近隣市町の事業所での利用を希望される場合は、関係機関と連携を取り、適切にサービスが提供できるよう努めます。

③放課後等デイサービスは、長期休暇中の利用が多く見受けられ、また、一人あたりの利用日数の増加も顕著にあらわれています。障がい児が安心して過ごせる居場所として、今後も増加が見込まれます。

④保育所等訪問支援は、地域での生活を支えるうえで重要な支援であり、今後も一定の利用があると見込みました。

⑤居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度より新規事業として開始されました。住み慣れた場所で支援を受けることは障がい児にとっても安心につながり重要なサービスと考えます。西予市内に対応できる事業所がないため、今後のニーズに合わせ適切なサービスの提供ができるよう努めます。

⑥障害児相談支援は、西予市では全対象者に対して利用計画書を作成しており、市内2カ所の相談支援事業所と市外1カ所の児童専門相談支援事業所に対応しています。今後も定期的なモニタリングと利用計画相談支援を行っていきます。

第3章 地域生活支援事業

本市は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がい者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。

1. 目的

本市に住む障がいのある人が、地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、本市の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、もって、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2. 基本的な考え方

目的の実現に向けて、障害者自立支援給付とあわせ、市民が必要とするサービスを提供するものとします。

本市の障がいのある人の状況、社会資源の状況、地域的なニーズの特性などに応じて、柔軟で効果的なサービスを提供します。

3. 事業実施の考え方

本市に住む障がいのある人が地域で自立生活を進めるにあたって必要な事業として、障害者総合支援法施行前に実施していた事業の継続を図りつつ、障がい者や家族のニーズに沿って新たな事業を行います。地域生活支援事業には、障害者総合支援法第 77 条第 1 項事業(市が実施しなければならない事業)、障害者総合支援法第 77 条第 3 項事業(任意の事業)があります。

4. 利用者負担

制度を安定的にかつ継続的に運営するため、基本的に「利用したサービスの量や所得に

応じた公平な負担」の考え方を尊重し、原則として利用サービス額の1割を利用者負担とし、利用者負担の軽減を図るため、所得に応じて月額負担上限額を設定しています。

ただし、利用者負担になじまない、又は困難な事業(相談支援事業、コミュニケーション支援事業、社会参加促進事業等)については、全額公費負担とし、利用者負担は無料とします。

5. 事業内容

種別	事業名	事業の内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う
	自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援する
	相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行う
	日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行う

種別	事業名	事業の内容
必須事業	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行う
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う
	地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う
任意事業(西予市実施事業)	訪問入浴サービス事業	歩行が困難な在宅の障がい者(児)で、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、移動入浴車により訪問し、簡易浴槽を用いて入浴の機会を提供する
	日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的休息を図る
	点字・声の広報等発行	視覚障がい者を対象に市や社会福祉協議会の広報、タウン誌等を録音、配付、読み聞かせを行う朗読ボランティア団体の活動の支援及び啓発活動を行う

6. 各年度における事業の実施に関する考え方及び量の見込み

地域生活支援事業の実施にあたっては、障害支援区分認定、心身の障がいの状態、介助者の状況などを総合的に勘案しつつ、障がいのある人等が必要とする障害福祉サービスのほか、地域で生活するうえで必要な支援に関し、必要なサービスが受けられるよう配慮します。

■地域生活支援事業の必要な見込量

事業名	単位	3年度	4年度	5年度
相談支援事業				
相談支援事業				
一般相談支援事業	箇所	4	4	4
障害者自立支援協議会	有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣	件数/月	12	15	15
要約筆記奉仕員派遣	件数/月	1	1	1
手話通訳者設置事業	有無	有	有	有
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件/年	3	4	4
自立生活支援用具	件/年	10	12	12
在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	730	750	750
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	2	1
移動支援事業	人/月	8	10	12
	時間/月	130	140	150
地域活動支援センター	箇所	2	2	3
訪問入浴サービス	人/月	1	1	1
	日/月	12	12	12
日中一時支援事業	人/月	25	30	35
	日/月	130	130	130
奉仕員養成研修事業	事業	1	1	1

7. 地域生活支援事業の必要な見込量の確保のための方策

(1) 相談支援事業

障害者相談支援事業については、委託事業所の充実を図り、身近でより利用しやすい窓口になるよう相談支援の向上を図ります。

また、障害者自立支援協議会を活用し、障害福祉サービスの利用の援助や関係機関との連携が適切に行われるよう、市の実情に応じた相談支援体制の整備を図ります。

(2) 意思疎通支援事業

手話通訳者の派遣についてのコーディネートをきめ細かく行い、サービスの向上に努めます。

手話通訳者派遣の需要に対しては、引き続き必要なサービス量を確保します。

手話派遣登録のできる人員の養成を行うなど、人材の確保に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

サービスを必要とする障がい者が適切に利用できるように、情報提供に努めます。

技術の進歩による新たな製品について、情報収集を行い、対象品目の拡大等について検討していきます。

(4) 移動支援事業

事業内容を広く障がいのある人に理解して頂くよう努めるとともに、利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

(5) 地域活動支援センター事業

創作的活動及び地域交流の場としての内容の充実を図り、地域社会との交流が促進されるよう事業を行います。

(6) 訪問入浴サービス

サービスを必要とする障がい者が適切に利用できるように、情報提供に努めます。

(7)日中一時支援事業

障がい者の日中の活動の場として、また介護者の一時的な休息に利用して頂くよう事業の拡充に努めます。

(8)奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者の支援が行えるよう、手話通訳を充実させるために手話奉仕員養成講座を行い、人材育成に努めます。

第4章 制度の円滑運営の仕組み

1. 障害福祉サービス等の支給決定に関する基準

支給決定は本市が定める基準(「支給決定基準」という。)に基づき行います。

その際、障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判断するために、支給決定の各段階において、「障がい者の心身の状況(障害支援区分)」「社会活動や介護者、居住等の状況」「サービスの利用意向」など以下の①～⑨の事項を把握、勘案します。

- ① 障害支援区分又は障がいの種類及び程度その他心身の状況
- ② 介護を行う人の状況
- ③ 介護給付費等の受給状況
- ④ 障害児施設等の利用状況
- ⑤ 介護保険給付に係る居宅サービスの利用状況
- ⑥ 保健医療又は福祉サービス等の利用状況
- ⑦ 障がいのある人の利用意向の具体的内容
- ⑧ 障がいのある人の置かれている環境
- ⑨ 障害福祉サービスの提供体制の整備状況

■支給決定プロセス

受付・申請

介護給付

訓練等給付 ※2

(1)障害支援区分の認定 ※1

(2)サービス等利用計画案の作成

(3)支給決定

(4)サービス担当者会議

(5)支給決定時のサービス等利用計画

(6)サービス利用

支給決定後のサービス等利用計画

※1 同行援護の利用申請の場合

障害支援区分の調査に加えて同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。ただし、身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関するアセスメント、障害支援区分の一次判定、二次判定(審査会)及び障害支援区分の認定は行わないものとします。

※2 共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

2. 公平・公正な認定審査

認定調査員や認定審査会委員のスキルアップを図るため、県が行う「市町審査会委員研修」に積極的に参加し、調査研究を重ね、調査及び審査の均質化を図り、正確・公平な認定に努めます。障がいのある人やその家族には、訪問調査や認定の仕組みなど障害福祉サービスの支給決定手続きの透明化・公平化への理解を求め、適正な障害支援区分認定をめざします。また、認定の円滑化を図り、効率的な認定事務に努めます。

3. サービスの質の確保

サービスの質の確保の観点から、県との連携によりサービスの適正化を図ります。

また、「西予市障害者自立支援協議会」を活用し、サービスの質的向上や医療との連携を強化するとともに、地域のインフォーマルサービス(※)なども組み入れた総合的なサービス提供に取り組めます。

さらに、県の研修により、相談支援専門員のスキルアップを図りながら、「西予市障害者自立支援協議会」による困難ケースへの対応にも取り組めます。

※インフォーマルサービス…法的制度を使わないサービスをいい、ボランティアが行うサービスや家族・親戚・近所の力などをいう。

第5章 総合的なサービス提供体制の確保

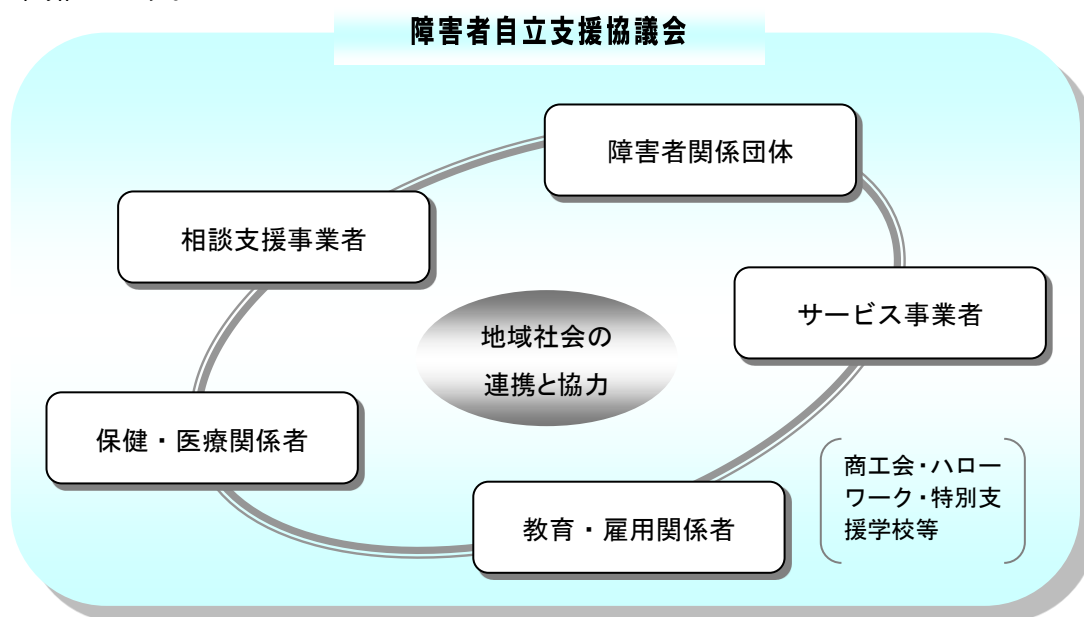
1. 障害福祉サービス等に関する情報提供の充実

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などに関する情報について、広報や各種パンフレット、インターネット等により、分かりやすく、かつ、障がいの種類に応じた適切な情報提供を図ります。

2. 計画の推進体制

(1) 西予市障害者自立支援協議会の開催

本計画の円滑な推進を図るため、教育・雇用、保健・医療関係者、相談支援事業者、関係団体代表などにより構成する「西予市障害者自立支援協議会」を定期的に開催します。



(2) 実施状況の点検、評価

障害福祉計画は、各年度においてサービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるかなどの達成状況を「西予市障害者自立支援協議会」において点検、評価するものとします。また、その結果に基づいて所要の対策を講じます。



(1)策定経過

年・月・日	内 容	
令和 2 年 8 月	「障がい者アンケート調査」の実施	
令和 2 年 12 月	「障がい者アンケート調査」集計・報告	
令和 3 年 3 月 5 日	第 1 回西予市障害者自立支援協議会	障がい者計画案 及び障がい福祉 計画案の検討
令和 3 年 3 月	障がい者計画案の庁内関連課による検討	
令和 3 年 3 月 31 日	第 2 回西予市障害者自立支援協議会	障がい者計画案 及び障がい福祉 計画案の採択

(2)西予市障害者自立支援協議会委員名簿

氏 名	役職	団 体 名	区 分
1 上 甲 弘 文	委員	西予市身体障害者協会	当事者団体
2 阿 部 睦	//	西予市視覚障害者協会	
3 門 多 千 恵	//	西予市手をつなぐ育成会	
4 井 上 紀 代 美	//	西予市精神障害者地域 家族会連合会	
5 三 好 基 文	//	(福)西予総合福祉会	サービス事業者
6 兵 頭 智 子	//	(福)西予市野城総合福祉協会	
7 岡 上 昌 造	//	(福)西予市社会福祉協議会	
8 二 宮 美 菜 子	//	相談支援事業所 希望の森	相談支援事業者
9 奥 平 裕 二	//	相談支援事業所 こすもす	
10 富 本 周 作	//	西予市教育委員会 学校教育課	教育委員会
11 宮 本 ふ み か	//	西予市生活福祉部 健康づくり推進課	保健師
12 二 宮 紀 夫	//	西予市商工会	商工会
13 宇 都 宮 大 輔	副会長	西予市医師会	医師会
14 二 宮 一 朗	会長	西予市議会 厚生常任委員会	議会

(敬称略 令和3年3月現在)

(3)西予市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築に向けた協議の場として、西予市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議
- (4) 西予市障害者計画及び西予市障害福祉計画等の作成、具体化に向けた協議
- (5) その他障害者の自立支援について必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、保健・福祉関係者及び各種団体の代表者等の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年1月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成 21 年3月 31 日までとする。

附 則(平成 23 年西予市告示第 73 号)

この告示は、平成 23 年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年告示第 75 号)

この告示は、平成 29 年4月1日から施行する。

西予市第3期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

発 行 愛媛県西予市

編 集 西予市福祉事務所 福祉課

〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

TEL 0894-62-1111 (代)

FAX 0894-62-3055

E-mail fukushika@city.seiyo.ehime.jp
